

第12日目（9月12日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。お足元の悪い中、傍聴をありがとうございます。

散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため、欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

○議 長 本日の日程は先に配付いたしました議事日程第7号のとおりといたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 日程第1、第64号議案 大原運動公園条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 おはようございます。それでは、よろしく申し上げます。第64号議案について提案理由のご説明を申し上げます。大原運動公園条例につきましては、平成25年9月18日条例第28号により制定しておりますが、野球場について利用料金を定めていないロッカールーム、多目的ルーム、来賓室、シャワールームやバッティングゲージ等の附属設備の利用料金を定めさせていただきたいものでございます。なお、多目的グラウンドとテニスコート、及び前段でご説明いたしました以外の野球場利用料金につきましては、表の形式を別表第3と統一するために改正するものでございます。

それでは、第64号議案をお開きください。3ページの新旧対照表をご覧ください。別表第1の多目的グラウンドにつきましては、表の形式変更で、現在の利用料金と同じでございます。現行で「備考」と記載してある部分につきましては、どの表の備考であるか明確にする意味で、「附記」として表に加えました。別表第2のテニスコートにつきましても、表の形式変更で現在の利用料金と同じでございます。附記についても同様でございます。

4ページをお開きください。別表第3の野球場附属設備につきましては、県内外の他の市町村の利用料金等を参考に設定をさせていただきました。1の野球場につきましては、野球場、スコアボード、放送設備、照明料につきましては、利用料金の変更はございません。ロッカールーム、多目的ルーム、来賓室、シャワールームにつきましても、野球場の使用以外の利用も多く、今回新たに加えさせていただくものでございます。附記につきましては、2号と4号の表現がわかりづらいことから、改正後の3号、4号の表現とさせていただきました。2の附属設備につきましては、新たに加えさせていただきました。

2ページに戻っていただきまして、附則の施行期日につきましては、平成26年10月1日からの施行をお願いいたします。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 参考までにお聞きしたいのですけれども、4ページ附記のところですが、今の説明で従前の備考欄の2と4がわかりづらいので、新たなふうにしたということですが、

私がかえってちょっとわかりづらくなったのですけども。というのは3番に、1の規定にかかわらず、営利を目的とするのは2.5倍にするというふうになったのですよね。前のだと多分、営利を目的とすれば、市外も市郡内の利用者も2.5倍なのかという感じを受けるのですけれども、この新しいほうになると1の規定にかかわらずというのは——1の規定というのは市郡内の利用者の規定ですよね——それが半額になる。それにかかわらず云々で2.5倍ということは、市外者の利用がどこかに出ていればあれですけれども、市内の利用者に限ってというか、限定して2.5倍になるというような書き方によって変わったような気がするのですけれども、そこら辺はどのように解釈したらいいのかだけお願いします。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 ただいまの件につきましてわかりづらいという部分につきましては、今まで2と4が離れている中に3の1時間に満たない部分というのが入っております、わかりづらいということで、2と4の内容を一緒に列記させていただいたということでございまして、当然従来においても市内の一般的な利用については半額ではございますけれども、営利を目的とした部分については、それは従来2.5倍ということでございます。議員さんがおっしゃるようにわかりづらいという部分もあろうかと思っておりますけれども、今回はその部分の内容を変更したつもりではなくて、2号と4号の間をわかりやすく列記したという変更でございまして。内容的には変わっているつもりはございません。よろしく申し上げます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 私がわかりづらいのだと思うのですけれども、私が言っているのは、新しいほうの3号で、1の規定にかかわらずというのが加わりました。それで右のほうを見ますと、これは2号に該当する部分だと思うのですけれども、そこに2号はないですよね。新しいほうの3号に、「1の規定にかかわらず」ということを加えたばかりに、この2.5倍になるのが市内者の利用というふうに読み取れないかと、市外の利用者についてはどうなるのだということが、そこら辺がちょっと市外者の取り扱いがかえってまたわからなくなったのではないかと。例えば右のほうであれば、営利を目的とする人は2.5倍ですから、市内も市外も多分そうなのだろうと思うのですけれども、こっちの左のほうの新しいほうは、1の規定にかかわらずということですから、1の規定というのは市内の利用ですよね。となると市外はどうなるのだと、そこをちょっと、どこかへ出てくるのか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 うちのほうで条例等の法制で見ておりますので、私のほうで考え方をお話させていただきます。あくまで規定料の2.5倍という言い方をしていますので、その規定料というのが従前のものと、1番のほうで市内の人たちは半額だという規定が変わります。市外の方はもう既に半額ではなくて、通常の規定されている料金という形になっております。今度直して「1の規定にかかわらず」というのは、今までの部分で言いますと、市内の方々が営利を目的とした使用の場合は半額の2.5倍といった読み方ができるという考えで、今回は市内の方であっても半額ではなくて、通常の料金の2.5倍ですよということを明示するた

めに、「1の規定にかかわらず」という形にしました。それで、市外の場合は、あくまで市内の人が半額ということで、市外の方はそういった減免と申しますかの部分がないとこの内容で読めるという形での表現でございます。以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 「南魚沼市民ガイドブック 2014」というのがありますけれども、その中でも大原運動公園の利用料金を書いてあるわけです。今回の改正で、ここに書いてある数字を見ると、多目的グラウンドとテニスコートについては若干の数字の差がある。そうするとこの南魚沼市民ガイドブック、これ自体は書きかえをしなければならないと思いますけれども、その辺はどうお考えかということ。

2つ目は、要するにテニスコートの利用料金の中を見ても1,080円ということで、多分消費税を意識した料金設定ではないかと思いますが、消費税が10%に上がった場合については、条例の中の数字自体をまた変えなければいけないというのも出てくる。野球場については、切れのいい数字になっているわけですが、外税なのか内税なのかわかりませんが、どういう考えでこういう分けをしたのかというところを、指定管理者のほうから言われている部分もあると思いますけれどもお聞かせ願いたい。

もう1点は、この指定管理者に対するものでありますけれども、人件費を除いた管理運営経費に対して、この利用料収入というのは何%ぐらい必要だということの中からこういう料金設定をしてきたのか。あるいはそういう考えがなければ、今後、管理運営経費の中の何%は利用料収入でもって稼ぐのだというような目標を持っているのかどうかです。非常に大きな分です。

思いのほか、収入と申しますか入れ込みが少なければ、今のような考え方でいくと利用料を上げなければ、管理運営経費が出せないという、そういう状況になってくるわけですが、そういう問題にかかわるので、この辺については指定管理者とどのように打ち合わせをしているのかお聞かせ願いたい。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 1点目のテニスコート、多目的グラウンドにつきましては、過去の料金設定の中に原価計算をさせていただきまして、消費税が上がった分を上乗せさせていただいて、切れのいい数値にさせていただいたということでございます。今後、わかりませんが10%になったときは、もう一度再考をする必要があるかというふうに考えておりますけれども、そこはまだ方向は決まっておられません。

野球場につきましては新たに設定をするということで、料金設定をする場合に建設費等の原価計算をした中からそれに合わせまして、県内、県外の他の野球場施設、人工芝施設というのは少ないものですから、そこら辺の部分を勘案させていただきまして、税も込めた中で設定をさせていただきました。

利用料と指定管理料の件でございますけれども、指定管理の部分につきましては、私ども

の固い頭では運営できない、柔軟な利用運営をしていただきたいということで指定管理に出したわけですが、指定管理者にはいろいろの企画をしていただいた中で、独自財源の収入をお願いするようしております。今現在、実際にかかる費用から利用料収入を引いた金額を指定管理料として、大原運動公園に限らず、他の市民会館等も設定の仕方をしているところでございます。

大原運動公園につきましては、テニスコートにつきましては過去の実績で、年間700万円程度という金額がわかっておりましたけれども、野球場、それから来年オープンします多目的グラウンドにつきましては、利用状況はわからないということで、今年はある程度の過去の実績を踏まえた中で利用料金設定とさせていただいております。今後また、今年の利用料金を見た中で指定管理料の設定をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、あくまでも、各種のいろいろな企画をする中で、利用料金を確保させていただいて、市民の利用料金、それから市外の方からの利用料金にそれがかぶさるといいますか、利用料金の改正をしなくてもいいような形で一生懸命運営をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 ガイドブックについては今年の4月にもう出ましたので、その時点で本来直すべきだったのでございますが、いろいろ広報担当のほうと調整したのですが、校正が間に合わなかったということで、やむなくそれを出させていただいたということです。今後については、広報室長のほうから答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議 長 秘書広報室長。

○秘書広報室長 料金につきましては、基本的には4月1日以降変更があった際には、注意書きといたしまして、料金に変更になる場合がありますということで書いてありますが、今後3年間は市民ガイドブックは改定の予定がございませんので、市報等でお知らせしてまいりたいと思っております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 野球場については内税という考え方で設定をしたということであるならば、そういうような料金設定を全ての部分についてしてしかなるべきだというふうに思っております。この辺は指定管理者と話をさせていただいて、80円だの5円だなんていう数字だと、非常に支払う側からすると切れが悪いと聞かされていますので、統一をしていただきたいと思っております。

それから、利用料収入の割合ではなくて、単純にかかった分から利用料を引いて、残った分についての補填をしていくという考え方がありますけれども、本来指定管理者に対する利用料金設定での指定管理はそうではないわけです。そこをではどうするのだというところは、まだ1年目でありますけれども、きっちりと指定管理者と打ち合わせをしていただいて、どういう方向にもっていくのかということをしていただきたい。ただ、市民利用に負担がかかる、要は利用料金が上がるような設定では困るということでもありますので、ぜひともしっか

りと検討してもらいたい。終わります。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それこそ、多目的グラウンドのことでちょっとお聞きしたいのですけれども、サッカー少年団がやっているわけですよ。サッカー少年団の方たちは、スポーツの野球の少年団と違って、野球の場合は各小学校に大体1個ずつあるわけです。だから、朝練をやったりとか、夕方の練習ができるのですけども、サッカー少年団の場合は、いろいろな小学校で絡んでいるので夜しか集まれないのです。そういう点もあって、外でやりたいということで照明設備を10年ちょっと前に大原の多目的グラウンドにつけて、利用料についてはそういう理由があるからとらないという話だったのです。私はそういうふうに記憶しているのです。

そういう中で今回からはいただきたいという話だったのですけれども、最初から方針を決めてこうしてくれというのと、きちんとそのような昔の過去のいきさつがあった上で、話し合いの中で決まっていくというのだったらわかるのですけど、今回はちょっと最初から30分ごと半額の料金をくださいよということです。そういう点について、私は過去のいきさつを無視した調整の方法を考えているのではないのかという思いがあるのですが、そのところ答弁いただきたい。

あと、4ページの照明料30分、これだけ1時間未満ですけど、例えばこれの附記2番の1時間に満たない利用時間については1時間として計算する、照明料のことをこれは言っているの……。最初の1時間は30分使用でも8,000円ということを行っているのか、それとも野球場で例えば1時間10分使ったら2時間と言っているのか。私はこのところの見方、読み方がちょっとわからないのですが、ご回答いただければと思います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 多目的グラウンドの照明料についてですけども、これは野球場も同じでございますが、照明料自体今ここで条例で設定をさせていただいている金額は、上限ということでございまして、その中で指定管理者と市長と協議をした中で金額を設定していくということでございます。単価につきましては、実費といいますか、使用電力量等々を計算した中で設定をさせていただきました。ということで、基本的には実際使っていただく部分の中で、多目的グラウンドのグラウンド等については減免の規定はございますけれども、照明料につきましては実費の半額でございますので、この部分についてはご負担をいただきたいというように考えております。

あともう1点につきましては、基本的に附記の2の1時間に満たない利用料金については、1時間として計算するという部分については照明料以外の部分についてでございまして、照明料につきましては、基本的には30分に満たない部分は30分で計算をするというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 課長の説明もわかるのです。一番最初の利用のほうの金額について、実費

について負担。ただ、教育目的で全体でやっているわけですよ、そのところで旧塩沢時代にやっているのに、今回はそれをなしにすぽんと切っていくというのは、ちょっと話し合的に余りよくないのではないのかという思いがあるのですかと、本当は一発目で聞けばよかったのですけど。

あと、野球場のほうは、まだできて正直2か月、3か月ぐらいなわけです。それであがりのほうは、過去の今までと比べて、気になるのは利用者は多くなったのか、少なくなったのか、そのところをもし説明できればお願いしたいです。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 野球場の利用につきましては、きょうまでですか、早朝野球で市内の皆さんから使っていただいておりますし、土日につきましては、ほぼ満杯でございます。あと、夏休み期間中は平日につきましても、相当数の利用をいただいております。

ただ、それ以外の時期についての日中というのは、割合あいている部分がございます。ただ、従来の部分に比べまして利用数は各段に伸びているということと、料金につきましても金額的には従来とさほど変わっておりませんので、ただ利用数が伸びた部分が伸びているということでございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 先ほど利用料金の設定の仕方については、維持管理費と何かというような話で設定をしたということですが、一方、市民が利用する部分は半額だということになりますと、そうして土日とかは満杯に利用しているとかということになると、指定管理を受けた業者としてみると、非常にバランスが悪くなると思うのです。それをやってみたあんばいで、案分で管理料を上げていかななくてはならなければ上げていくと、こういう答弁だったと思うのです。

私は非常に懸念しているところはそこです。1つの例を挙げると、市民会館を教育として使う場合は、その半額なり、割引した部分は管理者に補填するというような項目があるかと思うのですけれども、これはどういう扱いなのかそこがわからない。管理料をどんどん上げていけばいいではないかという考え方がそこにあるのか、ちょっとその考え方をきちんとしておかないと。また業者としてみるとイベントを組むには土日という形が、多分入客の形からすると多くなると思うのですが、市民の利用という問題との相反する部分が営業上でいくと出てくるかと思うのです。その辺が2つ目の問題かと私は思っているのですけれども、その点、どういった状況かひとつお聞きしたい。考え方をひとつ。

○議 長 市長。

○市 長 市でそれぞれの施設を建築、建造してこうして市民の皆さんからまず使っていただくということが、一番の発端、目的でありますので、市民の皆さん方が使っていただいた上で、指定管理者のほうでの収入に満たないと、いわゆる収支ラインに満たないと、これは市が補填をするということをやっと申し上げてきたわけでありまして。これは市民の皆さん方への税金の還元だということで、ただ、野放図にそれですつといいのだということで

はなくて、今の野球場ですと、外野のフェンスのところに広告が出ておりますけれども、それらは指定管理者の収入としていいですよということもうたいながら、創意工夫をこらしながら、市民の皆さん方が使って赤字が出る部分を、できればそのイベントとか独自の事業で補填をしていけるような形がとれば一番いいと。

そこでまた岡村さんのお話のように、ではイベントといえれば大体土日だが、市民の皆さんと競合するのではないかと、これは確かに出ると思います。でも、その競合する部分をいかに少なくするか。全部市民の皆さんが、赤字でも何でもいいからどんどん市民だけ使っていればいいやという話に理解をしないで、我々も我慢しようと、そこはやはりきちんとこれから根付けていかなければならないと思っております。管理者、あるいは市民の皆さん方、双方に理解を求める部分は、調整の中では出てくるだろうと思っております。それはそれで仕方ないといえますか、そうしなければ、あの施設を使っただけの地域の活性化、これらもできなくなるわけでありますので、その辺は十分利用調整をしながらやっていくということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 説明は受けても、まあまあうまくやってもらわなければどうしようもないということですが、非常に大きな力を持っている会社が管理者なものですから、この人たちはやろうと思えばかなりのことができる。そして採算を一部目的とするならば、かなりの取り組みができると思うのです。そうすることによって、当初の目的である市民に活発に使ってもらい、そういった目的からちょっと離れていきはしまいかと、そこが非常に難しいところかと。

ほんの管理料だけで、まあまあひとつ、若干安いけれども、市民のために頑張ろうかというように感じた団体、例えばNPOみたいな形で管理を任せた会社であればいいけれども、そうでないと、そこというのは非常に私は問題が出てくると懸念してしまいます。今後利用者と管理者と、かなりそういった詰めをきちんとしていかないと、乖離していつかは困ると思って、老婆心ながら一言いわせていただきますが、よろしくどうか。終わります。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 こういうふうにして管理者のほうもいろいろ料金設定をしてきているわけですが、委託というか指定管理に出しているわけですが、どれぐらい委託のほうがかかって、今ほど言われたようにいろいろ自分たちがイベントをしてもうかったとしたら、うちの市からの補助なり何なりが引けるという分岐点はどれぐらいを考えているのか。

それと、今言っているバックネット裏と1塁側、3塁側にばあっとスポンサーが書かれていますよね。あれは今全部で幾らぐらいになっているのかがわかれば教えていただきたいと思っております。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 すみません。スポンサー広告の部分につきましては、今手元に資料がございませんので、今調べますのでよろしくお願いいたします。

運営経費の分岐点でございますけれども、今年の場合、多目的グラウンドがまだ工事中ということで、金額を1,600万円台だったと思うのですけれども、なっております——1,700万円台ですか。基本的には指定管理者のほうからは、2,000万円程度の金額がないと運営できないという話がきております。

ということで、その全額を入場料収入、使用料収入で賄うということは、先ほどの岡村議員さんの話にも出ましたが、一番の問題の市民の利用とそれから市外の利用という兼ね合いの部分がございますので、100%というのは当然無理でございますけれども、金額的にあそこを健全に運営していくには、多目的グラウンドも含めた中で2,000万円程度の金額は必要かと思っております。

ただ、今現在の多目的グラウンド、テニスコート、野球場を含めた中で、来年の収入予想としては半額程度と考えております。その部分はまた平日の空いている時間に市外からのいろいろのツアーの方とか、そういう方を呼んできてもらえるような企画も、今指定管理者と話しておりますので、そういう部分で一生懸命頑張っていきたいと思っております。

スポンサー広告の部分につきましてはちょっと時間をいただきたいと思っております。すみません。

○議 長 1番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 その分岐点をはっきり出しておかないと、今、数字を言われましたけれども、できるだけ本来であれば、今の市民との兼ね合いもありますけれども、この地を売る、あのグラウンドを売るということの意味であれば、どんどんやっていただきたいし、その集客力があるということは、うちの市民が何かしら営利目的のものを見に行くわけですよ。そういうことに使えるわけですので、できればそういうふうになっていって、独立というか自分たちで稼げるようになっていけるようなスポンサーだと思うので、そういうふうにしていただきたい。

それと、そうやっていろいろやっている中で、今はおっしゃられなかったのですけれども、広告料が幾らぐらいになっているかというのは、把握しておいたほうがいいのではないかと思います。しっかり数字の部分を行政が管理しているのであれば、つかんでいなければ全くやらせている意味というのはわからないので、そこをしっかりとっていただきたいと思っております。終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 64 号議案 大原運動公園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 64 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 2、第 65 号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは第 65 号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、説明を申し上げます。

平成 26 年の 3 月 6 日付で、国のほうに水道事業の給水区域、給水人口、1 日最大給水量、それから水源の新設等について変更すべく認可申請を行いました。その事項につきまして 3 月 27 日付で認可となりましたので、この設置条例で規定をされている部分、給水区域、給水人口及び 1 日最大給水量について、一部改正をお願いするものでございます。

3 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。初めに現行のほうで名称ということで、「南魚沼市上水道」というふうに規定がございますが、従前、この水道では南魚沼市の上水道と、それから簡易水道ということで 2 種類の水道であったわけですが、平成 20 年度末をもちまして、南魚沼市の簡易水道は南魚沼市の上水道のほうに編入をしております。現行の設置条例の内容につきましては、100% 上水道のみの内容ということになっておりますので、ここで名称ということで規定をする必要がなくなったということで、この部分を削除するものでございます。

その次に給水区域でございますが、今回の変更では六日町地区の蛭窪地区につきまして、南魚沼市の上水道のほうに編入をするということで、蛭窪地区を給水範囲とします配水池の配水最高標高を 260 メートルから 270 メートルに変更するというものでございます。この部分につきましてはこの設置条例の中には表記はございませんが、それぞれ現行の給水区域につきましては、旧町ごとに設定をされております。その旧町ごとの中で六日町地区については、配水池の標高ということで表記をされております。そして旧大和、旧塩沢につきましては、それぞれ集落ごとということで全て表記をされておまして、内容が非常に膨大になりますので、今回の設置条例の一部改正につきましては、合併前の旧町単位で規定していたものを、国の厚生労働省の認可を受けた区域としまして、記載のように変更したいものでございます。

次に給水人口及び 1 日最大給水量でございますが、従前の認可ではこの水道事業の計画目標年次を平成 25 年度としていたわけでございますけれども、今回の認可では目標年次を平成 40 年度というふうに変更をし、給水人口、それから日最大給水量、1 日平均給水量、それから 1 人 1 日最大給水量、1 人 1 日平均給水量等を見直し、その中でこの設置条例に係る給水人口、及び 1 日最大給水量について、従前までの実績、それから将来水系等により、実態を反映した数値に一部改正をお願いするものでございます。

数値的なものにつきましては、給水人口で 8 万 1,820 人を、この改正案では 5 万 8,700 人、

1日最大給水量では現行6万9,809.1立方メートルを、2万9,700立方メートルとするものでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 旧来は6万9,809.1立方メートル、1日最大給水量ということで、人口が8万1,820ということですが、この時期の1人当たりの数量と今回の数量が各段に違うのですよね。例えば、人口は8万1,000人が5万8,000人になる、今度は1日最大給水量というのが6万9,000立方メートルが2万9,000立方メートルで4万立方メートルも、要するに1日最大給水量の今回の改定よりも、さらに大幅に減らしているわけですが、それが実績だということなのか。多分1日の最大給水量というのは、人口で決まるものだと私は思うのですが、どういった含みでこういう過大——過大とまた私が言うとか何か言うかと思うのですけれども、多量に見込んで今回はここまでの見込みと。整合性というのは、それで十分なのだとおっしゃればそれまでですけれども、この根拠の説明を少しいただけませんか。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 給水人口と1日最大給水量の数値ということでありますけれども、先日の本会議でも少し申し上げましたが、この水道事業の実態をよりきちんと反映したものにするためにということで認可変更を行ったものでありまして、従前が8万1,820人、6万9,000立方メートルということにつきましては、その認可の時点での、スキー人口だとか、あるいはまた人口が増えるだとかそういったものを見込んで設定をしたものと思います。今の時点では人口が当然もう減っているわけでありまして、それから1日最大の給水量につきましても、従前までの実績がもう最大でも2万7,000立方メートルぐらいだということでありますので、それに若干の余裕といったものを入れて2万9,700立方メートルというようなことで設定をしたものでございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 確かに観光客だとか、あるいは都会であれば日中人口とか、そういったのが人口とはまた違った要素という考え方は当然加味されたものだと思いますけれども、今回新水道ビジョンに絡むこういった見直しは、後からされているわけでありまして、要するに設定した値がとても達成できる数字ではないということで、こういうふうに変わってきたというあたりのことを踏まえてお話させてもらいますと、私は常に水道事業でも言っているのですけれども、かなり過大だったなということ。そして、その過大だったことがこういった改定がされた中で、ではどういったメリットが出てくるのか。ただ見直すだけだという程度のことなのかというあたりが、私はこの際きちんと総括をしておくべきではないかと思っ、その辺の考えをひとつお聞きしておかなければならないと思います。

私はビジョンが発表されたときに、今までの計画の破綻だという話をしたときに、破綻ではない、とめるわけではないという話をしているながら、先般の質疑の中では、限りなく浄水

機能を終息の方向としたいと、こういうことであります。ですので、非常に大きな変更が、質疑によってあらわされていくという、こういうことであつたわけでありますので、私はきちんと、こういう計画だったけれどもこうだったということは表明し、そして将来展望をきちんとこういう機会に示していくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 このことにつきましては、議員からもいろいろお話をいただきましたし、私のほうからも、この前の時点での将来計画は非常に過大であつたということは認めて、そして今までこうしてきたわけであります。破綻ではないわけであります。水道事業が破綻するというのではなくて、見込みが過大であつたと。

1日最大給水量というのは、例えば年末年始、お盆、こういうときに一般の我々も相当使うわけで、そこに観光客が最大に来てというそういう部分で、この6万9,000立方メートルという部分が出ているわけです。それが、先ほど管理者が話をしましたように、実際の使う量、それから観光客の動向こういうことも見ますと、とてもここまでいくはずもないということですよ。

そして、ここで今数値を変えるのは、今までと同じ数値でありますよ、やはりこのことを維持するための投資——これからもですね——あるいは維持管理が必要なわけですが、ここできちんとお認めをいただければ、新しい数値にのっとり最小限の投資、そして維持管理ができていくということでありますので、大きな意味メリットになる。ひいてはそれが何とか水道料金の引き下げにつなげていけるのではないかとということであります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この厚生労働省の認可を受けたのが、今年の3月27日でありますよね。当初予算の審議には当然間に合わなかったわけでありますけれども、この条例の一部改正というのが9月1日提出ということで、なぜこの時期になったのか。この辺のいきさつをちょっとお聞かせ願います。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 認可の日付は先ほど申し上げたとおり、平成26年の3月27日ということになっていますが、国のほうからその文書がきたのが遅れたということもあります。その文書が来て、我々のほうで条例の改正の中身をきちんと吟味をして条例案をつくるということに、ちょっと時間がかかったということもあります。それともう1つは、これをどうしても6月議会で上程をしなければならぬというような実害がなかったということもありまして、遅れてしまいましたけれども、6月議会ではなくて今回の議会ということでお願いをするものでございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 65 号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 65 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 66 号議案 南魚沼市立病院等に勤務する医療技術職員修学資金貸与条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは第 66 号議案 南魚沼市立病院等に勤務する医療技術職員修学資金貸与条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。現在、本条例では理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、保健師、助産師、看護師を養成する学校、又は養成施設に在学するもので、将来医療技術職員として市立病院等に勤務しようとする者に対し、医療技術者の充足率を勘案し、必要とする職種に対し予算の範囲内で対応することが規定をされております。

しかしながら、本条例に規定する者以外の医療技術者、養成施設等に在学する者については対象としておりません。今後の医療技術職員の確保の観点から、医師、歯科医師を除きまして、本条例に規定されていない国家資格の医療技術者養成施設等に在学し、将来市立病院等に医療技術職員として勤務しようとする者に対しましても、就学資金を貸与できるよう条例の一部を改正し、あわせまして現行法令の条文に規定する学校や施設を明確にするため、表記の一部を改正させていただきたいものであります。

なお、追加する国家資格、医療技術職種は、薬剤師、臨床放射線技師、臨床検査技師、言語聴覚士、視能訓練士であります。3 ページをご覧ください。新旧対照表により説明をさせていただきます。現行法令の条文に規定する学校や施設を明確にするため、第 2 条第 1 号及び第 2 号中「の規定に基づき指定された」を「に規定する」に改め、第 3 号中「第 19 条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した」を「第 19 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は」に改め、第 4 号中「第 20 条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した」を「第 20 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は」に改め、第 5 号中「第 21 条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した」を「第 21 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に規定する学校又は」に改めるものであります。

また、同条第 5 号の次に新たに第 6 号薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 15 条第 1 号に規定する大学（以下「薬科大学」という。）、第 7 号診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）第 20 条第 1 号に規定する学校又は診療放射線技師養成所（以下「放射線技師養成施設という。）、第 8 号臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 15 条第 1 号に規定する学校又は臨床検査技師養成所（以下「検査技師養成施設」という。）、4 ページをご

覧ください。第9号言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号に規定する学校又は言語聴覚士養成所（以下「言語聴覚士養成施設」という。）、第10号視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号に規定する学校又は視能訓練士養成所（以下「視能訓練士養成施設」という。）をそれぞれ加え、修学資金貸与者の範囲を追加するものでございます。

修学資金の額につきましては、第3条の第5号の次に新たに第6号から第10号で、それぞれの医療技術職の大学や養成施設に在学している者に月額5万円を加えるものであります。

2ページをご覧ください。附則であります。この条例は公布の日から施行するものとします。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 3点ほど質問させていただきます。医療従事者のスタッフを確保するという観点では大変よいことだと感じています。看護師に比較しますと、薬剤師とか診療放射線技師、臨床検査技師、言語聴覚士とかは人数が少なくて済むと感じます。どの程度の人数を予定されたりしているのか。

2番目でありまして、ある程度の南魚沼市立病院の再編が進んで、十分確保ができると見越した場合は、この部分というのはやはりなくなると考えてよろしいのでしょうか。

それと3番目でありまして、返済についてであります。南魚沼市立病院等に学校を卒業されて就職した場合、5年間とか恐らく4年間でしょうか、そこに勤務をすれば多分全額免除になるという決まりになっていると思っておりますが、その辺についてもちよっと教えていただきたいと思っております。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 まず、看護師が人数としては、圧倒的に病院という組織は多いわけですが、そのほかの職種につきましてもそれぞれ職種によって違いがありますが、数名から十数名の部署、職種ということになります。これは2番目の質問とも絡みますが、あくまでも病院事業の中で不足する職種等を勘案して募集をするということになっておりますので、病院事業として充足している職種につきましては、その募集の対象にはしないということになります。

返済に関しましては、貸与期間を市立病院等に勤務していただければ、返済が免除されるという状況になろうかと思っております。ここの病院再編というのがございまして、看護師等を中心にして不足をしているという事情がございまして、国の施策のほうといたしますか、それもここの基幹病院のこともそうですが、機能分担を図っていくというような施策が進められていくということになっております。

その機能分担を進める中で、こういう要件を満たせば、支払基準といいますか、診療報酬を与えますよと、そこが出来ますよ、というようなことがあるのですが、例えば、今春の診療報酬改定で、回復期リハビリ病棟とか包括支援病棟等の基準が設けられておりますが、それを取得するには一定の職種を専従なり、専任なりで配置をしないとけないというような

ことがございます。市立病院として今後どういう医療を展開していくか、そのときにどういう職種が必要かということを検討して、そのときに将来、新陳代謝を含めて不足するところを、この今回の改正をさせていただいた条例の中で、必要な職種の修学資金の貸与をしていきたいということでございます。以上です。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 過去の一般質問の中でも、22番議員がこのことにちょっと触れたというように記憶しています。なかなか基幹病院のほうの支援体制とか、新潟県の中でも同じような取り組みの修学資金とかのやつがあると思っています。南魚沼市の中でこれを募集していたにも関わらず、なかなか看護師とかも人数が集まらなかったというのを伺っています。その後、人数的にこの修学資金を借りられているのが増加しているのかちょっと教えてください。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 ご指摘のように、今、魚沼地域で医療スタッフが不足しているといえますか、奪い合いという表現は適当ではないですが、そういう状況にあるということは事実でございます。現在、ゆきぐに大和病院病院事業としましては、看護師につきまして、修学資金の貸与ということで広報をさせていただきました。昨年までは2人の貸与者だったのですが、新規に2人ございまして、現在は3人になっています。1人が学校を卒業されまして、今春市立病院に勤務したという状況で、現在3名の貸与者ということになっております。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 ぜひ、いい制度だと思いますので、周知のほうをきちんとした中で、医療スタッフの確保に努めていただきたいと思います。終わります。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 私もこういった修学資金が増えた、広がったということは大変いいことだと思っているのですけれども、やはり今聞いていますと、必要な人員に対して貸与していきますということだけれども、大体4年かかる、あるいは6年かかるというそのスパンですよ。その中で病院の必要な人員というのは、非常に上がり下がりしていくのだと思うのです。そのとき、そのときといっても、なかなかこれは難しいものだろうと思うのです。

ですので、市立病院に就職することを前提にというのではなくて、ある意味広く、どなたにでも貸し出しをしていくと。その中で市立病院に入った方については返済はいいよみたいな、そういった方向を今後考えていかれるおつもりがあるかどうか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 職種に関しては、当然病院という組織でございますので職員が新陳代謝としていくことがございます。その状況を見ながら、集まりにくい職種については、前もって計画的に先を見越してその募集をということがございます。あくまでも病院事業ということでございますので、なかなか広くすべからくといえますか、募集するというのはちょっと難しい状況にあるかと思えます。

これはちょっと内容が違いますが、教育委員会部会で奨学金ですかそういう制度もございますので、そちら等とも検討していただくということで、病院事業としては広く、この市立病院等に勤めないことを前提とした貸与というのは、今の段階では難しいかと判断しております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 4番議員と25番議員から私が聞こうとしたところをちょうど聞いていたのですけれども、ただちょっと説明、答弁の中でどうかなというところがあるので再度お聞きしたいのですが。問題は、看護師の場合は多分恒常的に不足しているのでこういう貸与を前もってして、借りててもらって、終わったら来てくださいみたいなそれはOKだと思うのです。けれども、今25番議員も心配していますように、こういう特殊な医療スタッフについては答弁のとおり、不足が生じたら募集をする——それは募集ですよ。だけれども、募集をする時点で、もうその人はなっているのですよね、多分、資格をとって。これは在学中の支援でしょう。となると、25番議員が言うように、もうちょっと幅広く支援するようなことにしておいて、そしてその時点で不足したら来てもらう、募集ができないようだったら返済してもらうというようなことにしないと、どうも条例にしても使いづらい気がするのですけれども、その点を1点と。

それで、4番議員が言った周知をよろしく願いますということなので、私もそうだと思うのです。そのときには大変いい制度を創設してもらったと思うのですけれども、ただ、この紙面の中でとどまっていたはだめなので、例えば学校とか、大学とか短大とかそういうところにどんどんしていかなければだめなので、そこら辺の考え方を。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 確かに前段の件では、そういう使いづらいといいますか、時間的なところの問題はあるかと認識をしておりますが、ただ、なかなか病院事業の中でということになりますとそこが限界かなということですので、今度市長部局とも相談をしていきたいというふうに思います。

それから、周知の件でございますが、市報で広報するというのとあわせてホームページ等も考えておりますし、近年、看護学校ほかそれぞれの養成施設、養成学校にもこちらのほうでも訪問をしております。そういうこともPRしながらこの取り組みを進めたいと考えております。

○議 長 ここで先ほど議席番号12番・塩谷寿雄君に対し、保留していた答弁について社会教育課長から発言を求められておりますので、これを許します。社会教育課長。

○社会教育課長 先ほどはすみませんでした。塩谷議員への答弁漏れにつきまして、スポンサー広告の件でございますが、現在、外野フェンス11社。外野フェンスにつきましては20万円の単価でございます。それからダッグアウトの上、それからテニスコートにつきまして合わせて6社。これにつきましては、大きさによりまして5万円から10万円の単価でございますが、合わせまして250万円ということでございます。掲載期間につきましては、年度

ということでございますけれども、今年度は掲載の開始が遅れたということもありまして、今後につきましては、単価も含めて来年度までにまた指定管理者のほうで再検討をするという状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議 長 第 66 号議案の質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 66 号議案 南魚沼市立病院等に勤務する医療技術職員修学資金貸与条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 66 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 83 号議案 字の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 83 号議案につきまして、ご説明を申し上げます。本案は 5 ページに議案資料といたしまして、字の変更を必要とした理由というのを添付させていただいてるところでございます。内容としましては、平成 23 年度の新潟・福島豪雨による被災農地における農地災害関連区画整備事業吉里地区の換地処分に伴いまして、事業実施区域内の字を変更し、区画整備後の区域に適合したように整理をしたいものでございます。

議案の 3 ページをご覧いただきたいと存じます。1 ページの議案中に別紙としております変更調書、変更部分の調書でございます。表の上段に変更前と変更後ということで区分してございますが、変更前の部分の字区域を変更後部分の字に変更をさせていただきたいものでございます。

6 ページをお願いいたします。事業施行箇所の位置図でございます。塩沢地内の西山地区に存します吉里地区でございます。7 ページ、8 ページはただいま申し上げました変更調書の変更前、変更後の字区域図でございます。変更前 7 ページの部分をご覧いただきますと、飛び地的に存在している部分、それから字界の出入りといいますか、でこぼこ状になっている部分を、8 ページが変更後でございますが、区画整備に合ったような形で 8 ページに記載のように字の区域を変更したいものでございます。

議案 1 ページに戻っていただきたいと存じます。変更の施行日でございますが、議案の後段に記載してございます土地改良法の規定——これは準用規定を含めてでございますが——の規定によりまして換地処分の公告のあった翌日から施行させていただきたいものでございます。なお、換地処分の予定でございますが、11 月ごろを予定しているということでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

す。

○議 長 質疑を行います。質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 83 号議案 字の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 83 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 5、第 84 号議案 市道の認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 それでは、第 84 号議案 市道の認定についての提案理由をご説明申し上げます。今回の市道認定は、新規に 5 路線を提案するものでございます。道路種別はいずれもその他で、起終点の地番、延長、幅員、その他経過地は記載のとおりでございます。それでは議案資料の図面で説明をさせていただきます。

3 ページをお願いいたします。図面番号 1 は路線名、下大月家ノ下線、延長は 90 メートル、幅員は 2.4 から 3.8 メートルでございます。当該路線は大月地内の道路で、市道源ヶ下線を起点とし、農道に接続する道路でございます。地元下大月区から改良要望のあります地域の生活道路であるため、今回認定をお願いするものでございます。

続きまして 4 ページをお願いいたします。図面番号 2 は路線名、五日町西浦団地線、延長は 71 メートル、幅員は 4.9 から 7 メートルでございます。当該路線は五日町地内の道路で、県道欠之上五日町線を起点とする分譲地内の道路であります。市道認定に関する取り扱い要領における基準に合致することから認定をお願いするものでございます。

続きまして 5 ページをお願いいたします。図面番号 3 は、路線名、五日町小学校南線、延長は 80 メートル、幅員は 5 から 8.5 メートルでございます。当該道路は五日町地内の道路で、市道五日町寺尾線を起点とし、五日町小学校までの道路でございます。当該道路は市名義の公衆用道路であります。今まで管理者が明確ではありませんでしたので、今後の安定した維持管理を行うために、今回市道認定をお願いするものでございます。

続きまして 6 ページをお願いいたします。図面番号 4 は路線名、長森樋ノ下線、延長は 280 メートル、幅員は 7 メートルでございます。当該路線は長森地内の道路で市道長森下村線を起点とし、農道に接続する道路でございます。この道路の沿線には特産品の生産施設、及び観光施設がありまして、最近では観光客も増えて交通量が増加している状況でございます。こ

のたび、生産施設や観光地に連絡する道路として市道認定をお願いするものでございます。

続きまして7ページですが、図面番号5、路線名は長森作田線、延長164メートル、幅員は3.7から11メートルでございます。当該道路は長森地内の道路でありまして、市道長森下村線を起点とするものであり、旧長森野外運動公園広場計画跡地での開発行為によりまして、拡幅改良された道路でございます。この道路の周辺にはまだ未計画地が多く残っておりますので、今後の開発を促進する観点から市道認定をお願いするものでございます。

以上、新規認定5路線でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第84号議案 市道の認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は11時05分といたします。

〔午前10時45分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午前11時05分〕

○議 長 日程第6、第67号議案 平成25年度南魚沼市一般会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第67号議案 平成25年度南魚沼市一般会計決算認定について、提案理由を申し上げます。平成25年度の一般会計決算は、歳入総額356億7,021万円、歳出総額344億5,970万円、歳入歳出差引額12億1,051万円であります。繰越事業に伴います繰越財源2億4,878万円を除いた実質収支額は、9億6,173万円の黒字となりました。前年度実質収支額8億6,541万円を差し引いた単年度収支額は9,632万円となり、これに財政調整基金の取り崩しと積み立てを反映させました実質単年度収支額も1億98万円の黒字となったところであり、前年度比では歳入で3億4,663万円1%、歳出で5億5,638万円これは1.6%、それぞれ減少となったところであります。

前年度決算と比較いたしまして、増減の大きな項目といたしましては、歳入では地方交付税で7,213万円の増額、大原運動公園整備事業に対しましてスポーツ振興くじ助成金が採択となり1億円が交付となりました。また、基金からの繰入金は3億8,836万円の減額となり、国の補正予算による地域の元気臨時交付金6億6,418万円は、そのうちの6億2,410万円を基金へ積み立て、平成26年度事業の財源といたしました。市債では前年度の合併振興基金の積み増し分の借入分皆減によりまして、9億9,230万円の減額となりました。

歳出では職員数の削減と年齢構成の変化によりまして、職員費で2億6,585万円の減、基金費では合併振興基金の積み増し分の皆減によりまして4億177万円の減、新市立病院整備事業関係では2億8,416万円の増、教育費では特別支援学校整備費で5億9,208万円の減、図書館費では図書館建設事業費及び管理運営費も含め2億2,555万円の増額となりました。大原運動公園整備事業では継続費2年目となりまして、7億6,845万円の増額となったところであります。

災害復旧費では新潟・福島豪雨災害復旧3年目となり、完成を目指していたところ、9月に台風18号によります被害が発生し、補正予算により対応いたしましたが、総額では10億1,799万円の減額となりました。道路橋りょう除雪整備費につきましては、3年続きの大雪からようやく穏やかな冬となりましたが、機械除雪委託料の単価改定、あるいは消雪パイプ電気料の値上がり等によりまして、総額では前年度並みとなったところであります。

投資的事業では魚沼荘改築の実施設計業務を発注いたしました。新市立病院整備事業は3月に本体工事の入札を実施し、請負契約の締結を議決いただきました。消防庁舎につきましては訓練棟を新築し、消防緊急無線デジタル化事業に着手をいたしました。図書館建設事業は2年の継続事業が終了し、6月に開館いたしました。3年継続の大原運動公園整備事業では2年目を終了し、中核となる野球場が完成いたしました。その他、学童クラブの新設、城内小学校大規模改造、赤石小学校大規模修繕工事、中学校普通教室への扇風機の設置、中之島農村改善センター改修工事、これらの実施を完了したところであります。

市民税では個人、法人合計で前年度比1億180万円の減少となり、市税全体では1億7,063万円の減額となりました。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、健全化判断比率4指標は、いずれも早期健全化基準以下となっており、実質公債費比率、これは3年平均であります。順調に下がっております。平成25年度決算に基づく実質公債費比率は、16.9%と昨年度からさらに0.6ポイント減少し、昨年に引き続き目標の18%を下回ることができました。

今後は普通交付税の算定外終了に向けた段階的減少や、合併特例債の限度額到達を見据えた中で財政規模の適正化を図っていかねばならないと思っております。事業の精査と経費の節減により、財政の効率化と健全化に今後も努めてまいりますので、議員各位から一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

概要につきましては総括を総務部長に、個別部分につきましては各担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは平成 25 年度南魚沼市一般会計決算の総括の概要をご説明申し上げます。左上に第 67 号議案資料とあります平成 25 年度一般会計決算説明資料というのがお手元にあるかと思いますが、そちらをお願いしたいと思います。

歳入、歳出の決算総額及び収支につきましては、ただいまの市長の提案理由にあるとおりでございます。前年度比較では合併振興基金の積み立て部分、それから復旧最終年度となりました平成 23 年の新潟・福島豪雨災害復旧にかかる翌年度繰越部分で大きな減額となりましたが、大原運動公園、それから図書館建設など大型事業の継続実施に加えまして、国の経済対策、補正予算による追加もございまして、40 億円といった前年度からの繰越予算もありましたことから、総括といたしましては前年度にも特徴として申し上げたところでございます、標準投資の標準財政規模からすると、予算の執行規模が大きくなっている状況は、平成 25 年度も継続しております。

そうした中で、平成 25 年度はただいま市長も申し上げました単年度実質収支が 4 年ぶりに黒字になっていること、それから実質公債費比率も低下していることなど、まだまだ若干という程度でございますが、財政状況における収支、それから指標両面での改善がみられておりまして、合併特例それから国の経済対策の影響がより明確になっているものと思われま

す。ということは、ただいまも市長が申し上げましたし、先の一般質問における市長の答弁でもございましたが、この後の対応の必要性、重要性というのが、この決算ではまたより明確になっているということであると思います。今年度には合併特例債の期間延長、それから財政計画の見直しを進めているところでもございますが、先の見通しという部分では、大変困難度が増している現在の社会情勢でございますので、今まで以上に計画的で、的確な財政運営が求められているということが、この決算の中でも感じられたところでございます。

それでは、先ほど申し上げました資料の 1 ページをご覧くださいと存じます。一般会計の各款別に当該年度と前年度の決算額等の比較、それから比較増減の主な内訳を記載した資料でございます。表の中ほどでございますが、収入済額の欄の数値をもって、主にご説明を申し上げたいと思いますのでよろしく願いいたします。

まず第 1 款市税でございます。収入済額で 74 億 6,327 万円で、前年度比較 1 億 7,063 万円の減額となりました。主な税目別の増減の内訳は、右はじの増減の内訳欄に記載のとおりでございますが、予算現額、左から 3 番目のところの比較増減欄をご覧くださいますと、予算見積もりにおきましても固定資産税の減を主にしたものでございますが、1 億 3,281 万円の減額としているところでございます。収入済額では市民税個人分等の増によりまして、予算額を収入済額は 1 億 9,460 万円上回りましたが、法人所得の落ち込み、それから法人税率の引き下げ等によりまして法人分の減額が大きく、前年度比較の収入済額では、先ほど申し上げましたように減額決算となっております。

それから、同じく表の中ほどの不納欠損額 6,553 万円でございますが、内訳の主なものとして、市民税、固定資産税でございます。前年度と比較しますと、固定資産税滞

納繰越分の増を主といたしまして 881 万円の増となっております。それから、右から 2 番目には収入割合の調定比、収入率がございしますが、全体的には 84.1%ということで、0.2 ポイントほどですが上昇しているところでございます。

続きまして第 2 款地方贈与税でございます。自動車重量税それから揮発油税を財源として交付されます地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、それから旧法の部分がまだ生きておりまして、地方道路譲与税で構成されているものでございます。収入済額は 3 億 2,173 万円で、前年度比較は 1,389 万円の減額となっております。

第 3 款利子割交付金は、収入済額 1,275 万円で 304 万円ほど前年度からは減となっております。

次の 4 款配当割交付金、第 5 款株式等譲渡所得割交付金でございます。予算見積もりでは地方財政計画等をみた中で、前年度決算程度としておりましたけども、それこそ国の活性化対策等も、経済対策等もあつてか、上場株式の中での売買の活発化、それから配当等に係る軽減税率 5%であったものを 3%にしておいたところが終了となりましたので、大きく増収したところでございます。額的には配当割交付金が 1,957 万円、株式譲渡等では 3,028 万円となっております。

次の第 6 款地方消費税交付金、それから第 7 款自動車取得税交付金の部分では、大きな税制改正がこの翌年度ということでございましたので、地方消費税では 507 万円の減、自動車取得税では 413 万円の減となっているところでございます。

第 8 款地方特例交付金でございますが、この備考欄にも記載がございませんが、住宅ローン控除分の減収補填の交付金でございます。収入済額は前年度比較、若干減の 2,052 万円でございます。

第 9 款は地方交付税でございます。収入済額は先ほど提案理由にもございましたが、前年度比較で 7,213 万円増の 110 億 1,225 万円で、普通交付税特別交付税の増減は、右はじの増減内訳欄の記載のとおりでございます。普通交付税で 1 億 4,000 万円超えの増となっておりますが、主な要因として捉えているのは、円高対策としての地域・経済雇用対策費、それからこの年は人件費の削減がございました。その努力分に対するということで、地域の元気づくり推進費が基準財政需要額の上算入されております。それから、財政健全化法に基づく報告でも申し上げました下水道事業が増になっておりまして、それに伴う公債費に準ずる部分の算入増がありまして、基準財政需要額が増となっていることが要因として考えられるところでございます。

第 10 款交通安全対策特別交付金でございます。これは反則金を主に事故件数などにより案分されるものでございまして、前年度に比べ若干増の 885 万円でございます。

第 11 款分担金及び負担金は、分担金で 2,771 万円、負担金で 5 億 1,043 万円の 5 億 3,814 万円の収入済みでございます。前年度比較では 960 万円の減となっております。分担金の主なものは土木費の市道の融雪施設維持費分担金、負担金の主なものは民生費負担金保育料でございます。保育園入園費負担金という部分でございます。収入未済額がございまして、これ

につきましては、保育園入園費負担金に係るものが主なものでございます。

第12款は使用料及び手数料でございます。使用料で2億726万円、手数料で3億3,640万円の5億4,366万円でございます。前年度に比べまして774万円の増となっております。使用料の主なものは、衛生使用料での浄化槽汚泥等処理場使用料、土木使用料のいわゆる公営住宅の使用料でございます。手数料といたしましては、衛生手数料でございますが、し尿汲取り、可燃ごみ手数料などがございます。収入未済額はここでもございます。1,604万円でございますが、住宅使用料でございますして、増減内訳欄、手数料増の主なものは可燃ごみ手数料の増でございます。

第13款国庫支出金の収入済額は、負担金部分で19億4,558万円、補助金部分で16億5,112万円、委託金としまして1,333万円の36億1,003万円でございます。6億6,702万円の増となっております。表、中ほどの収入未済額でございますが、3億29万円、国庫負担金の災害復旧費部分での明許、それと事故繰越部分が5,397万円、それから国庫補助金のほうで社会資本整備総合交付金、それから、小学校費部分での繰越明許が主なものとなっております。

負担金としましては、民生費、災害復旧費国庫負担金でございます。特別支援学校建設に係る教育費負担金は建設完了で皆減となっております。前年度比較増減欄の内訳欄でございますが、1億2,455万円ほどは、先ほど申しあげました特別支援学校建設の完了に伴う皆減、それから災害復旧費の減が主なところでございます。

補助金では、総務費の目で、地域の元気臨時交付金6億6,418万円でございますが、皆増でございます。そのほか主なものとしましては、土木費の道路橋りょう費、住宅費の社会資本整備総合交付金が主なものとなっております。それから教育費では城内小学校の大規模改造に係る学校施設環境改善交付金が主な部分でもございます。前年度比較としましては、特別支援学校、それから六日町中学校の地震補強事業、それから新潟・福島豪雨に係る災害廃棄物処理事業完了による皆減となりまして、先ほど申しあげた地域の元気臨時交付金部分の皆増のほか、道路橋りょう費でも社会資本総合整備交付金が増となっておりますして、7億9,386万円の増となっております。

委託金は、皆様ご存じのとおり、第1号法定受託事務という中で規定されているものでございまして、主なものは民生費における国民年金事務費交付金でございます。なお、住基法が改正されまして、平成25年度には外国人登録事務委託がなくなりました。98万円でございますが、皆減となっております。そうしたものの部分の減がございまして、前年度比較では228万円の減でございます。

第14款は県支出金でございます。収入済額は負担金6億6,267万円、補助金22億1,311万円、委託金で1億6,597万円、貸付金6,000万円の31億17万5,000円で、前年度に比べまして3億240万円増となっております。収入未済額でございます。1億3,403万円でございますが、主なものといたしましては、県補助金の民生費、農林災害部分における翌年度繰越明許分でございます。

負担金では、民生費、事務移譲交付金という部分がございますが、少額ではございますが

衛生費の中で保健事業等負担金部分が皆増となっているところがございます。前年度と比較いたしますと、民生費の災害救助費、豪雪に係る救助費の部分ですが、1,600万円ほど皆減となっておりますが、児童福祉費の増もございまして100万円ほどの減でございます。

補助金といたしましては、総務費から9目の消防費まででございます。前年度にはございました新潟・福島豪雨に係る被災者生活再建支援事業の災害復旧費1,400万円は皆減となりました。主な補助金でございますが、総務費では市町村合併特別県交付金、民生費のほうでは重度心身障害者医療助成、介護基盤緊急整備臨時特例給付金、児童福祉費では、特別保育、放課後児童健全育成など、安心こども基金事業でございます。農林水産業費の部分では農林災害復旧事業がまだ10億円を超える部分でございます。

前年度の比較といたしましては、衛生費のほうで妊婦健診、土木費の前年度繰越明許部分で6,720万円ほどが皆減となりましたが、先に申し上げました総務費の部分、介護基盤及び農林災害の部分が増となっております。図書館に使用した林業費の中の杉の補助金の部分も合わせて3億4,829万円ほどが増となっております。

委託金につきましては、前年度と同じく総務費から6目の教育費の委託金、交付金で、主なものとしましては、徴税費、選挙費でございます。増減比較欄内訳に2,980万円ほど増となっておりますが、主に選挙費でございます。平成24年度、平成25年度に執行された選挙、平成24年は衆議院、国民審査、県知事もございました。平成25年については参議院でございましたが、その交付金の差額でございます。貸付金は地方産業育成資金の県貸付金でございます。

第15款財産収入の収入済額は、運用収入のほうで9,958万円、売払収入のほうで2,715万円の1億2,673万円でございます。運用収入の主なものとしては、私有地・建物及び光ファイバーケーブルの貸付料、それから合併振興基金ほか4基金の利子、今年度についてはカーボンオフセットJ-VERの売払収入が新規皆増で加わっております。

売払収入の主なものとしては、土地、市有地それから法定外公共物の売り払いでございます。収入未済額は前年度もございましたが、市有地貸付の滞納部分でございます。前年度比較では運用収入で債権売買差益の部分の皆増がありました。売払収入では、前年度は浦佐幼稚園跡地、それから天王町公共用地の売り払いがございまして、その部分が皆減となりましたので、1億985万円の減額となっております。

第16款は寄附金でございます。一般寄附金199万円、指定寄附金は91万円の290万円の収入でございます。ありがたく頂戴したところでございます。

第17款繰入金でございます。特別会計からの繰り入れが3会計分、基金からの繰り入れが4基金分、これに欠之上の集会所の駐車場の拡幅（当日訂正発言あり）に伴う欠之上財産区の繰り入れが新規でございます。1億8,831万円でございます。前年度比較では特別会計で2会計が皆減、基金では財政調整基金ほか2基金、合わせて3基金の皆減がございまして、4億3,343万円の減となっております。

第18款は繰越金でございます。収入済額は前年度純繰越金、それから繰越明許等充当分

で10億75万円を収入させていただいているところでございます。

諸収入は、延滞金から雑入までの5項目でございまして、収入済額18億5,373万円でございます。主なものとしましては、地方産業育成資金などの貸付金元利収入、それから新市立病院整備、湯沢町さんとの受委託の部分の広域行政受託事業、それから提案理由にもありましたスポーツ振興くじの助成金、学校給食実費徴収金収入などの教育雑入を主とします雑入でございます。収入未済額5億9,081万円は、新病院整備受託事業の継続費の繰越分を主なものとするものでございます。前年度比較では2億9,603万円が増となっております、これも新病院整備の本格的な着手といいますか、始動による増でございます。

第20款は市債でございます。収入済額は51億3,720万円でございます。主なものは合併特例債、それから借りかえをやったところでございますが、臨時財政特例債、それから災害がまだ多い時期でございますので、災害復旧債でございます。収入未済額は国の補正予算、それから継続費の関係から減となっておりますが、合併特例債を主とします翌年度繰越明許、それから継続費繰越分が4億9,760万円でございます。前年度比較では、これも提案理由にあったとおり、10億円弱でございますかの減でございます、主な内容としましては、合併振興基金の積み増し部分の皆減でございます。以上が歳入の概要でございます。

めくっていただいて3ページになりますか。歳出のほうをお願いいたします。歳出のほうも支出済額のほうで主にご説明をさせていただきます。

議会費は支出済額1億7,980万円でございます。主なものは議員皆様の報酬等でございます。

総務費の支出済額は73億3,331万円でございます。主な事業費目といたしましては、一般管理費の職員費、電算対策事業、財産管理費における庁舎管理費、企画費における基金費、バス運行対策費等でございます。全年度からは12億2,034万円の減でございます、右はじの増減内訳欄にございますが、総務費の部分で職員費、それから基金費の先ほど申し上げました合併基金の積み増し部分の皆減による減を主なものとしております。

第3款は民生費でございますが、支出済額は70億5,432万円でございます。主な事業種目は自立支援事業費、介護保険特別会計への繰り出し、後期高齢者医療特別会計も含みます。それから介護基盤緊急整備等事業、それから魚沼荘の管理運営費及び改築事業費でございます。そのほか子ども手当といいますかそれから移行になりました児童手当、それから児童扶養手当の支給事業、それから常設保育園の保育費、公設民営私立保育園に係る委託事業等が主な内容でございます。翌年度繰越額でございますが、魚沼荘改築事業の繰越明許分を主なものとするものでございます。前年度比較では1億9,805万円の増となっております。

それから、第4款衛生費でございますが、支出済額は33億2,384万円でございます。保健衛生費の予防対策事業費、病院事業の補助金出資金、それから新病院の整備事業費、清掃費のごみ処理費、し尿処理、可燃ごみの処理施設運営費等でございます。翌年度繰越額6億6,563万円は、新市立病院建設事業の継続費繰越分でございます。前年度比較では2億2,000万円ほどの増となっております。これも新病院建設に係るものでございます。

5 款労働費でございまして、支出済額 6,358 万円でございます。主なものは雇用創出事業でございます。地域職業訓練施設整備事業が昨年度皆減となりまして、1 億 3,947 万円の減となっております。

第 6 款は農林水産事業費でございます。支出済額は 13 億 2,267 万円。主な事業費目としましては、中山間地等直接支払事業費、農地費における土地改良事業費及び県営事業の負担金でございます。翌年度繰越額は 1 億 1,001 万円でございます。土地改良事業の繰越明許を主なものとするものでございます。前年度比較では 2 億 1,235 万円増となっております、今ほど申し上げました土地改良事業費、県営事業負担金の増でございます。

商工費の支出済額は 4 億 1,250 万円でございます。中小企業金融制度事業、それから観光振興事業、八海山麓観光施設運営費、観光交流拠点に係る施設の管理事業が主なものでございます。前年度比較では収入済額で 9,164 万円の減となっております。主なものとしましては、ただいま申し上げました中小企業金融制度事業費を主にした減でございます。

8 款土木費でございます。収入済額は 45 億 531 万円でございます。主な事業はそれぞれ道路新設改良、除雪道路維持に係るものでございます。都市計画としましては、公共下水事業の繰出金、それから住宅費、個人リフォーム事業等が主なものでございます。翌年度繰越額 4 億 796 万円でございます。主なものは道路新設改良に係る繰越明許費でございます。前年度比較では支出済額で 5 億 9,075 万円増となっております、増減内訳欄に個別の記載がございます。新設改良部分では前年度繰越明許分、新設改良事業における前年度繰越明許分が主なものとなっております。経済対策補正に係る部分でございます。

第 9 款消防費でございます。5 億 6,105 万円の支出済額でございます。常備消防費では消防庁舎の新築事業を行っております。非常備消防では消防団の運営費が主な事業費でございます。支出済額では前年度比較 6,596 万円増となっております。防災費は J アラート改修事業分の部分で増となっているところでございます。

第 10 款は教育費でございます。支出済額 40 億 3,321 万円でございます。小中学校費、小学校では大規模改造事業がございました。前年度繰越明許部分を含んでおります。特別支援学校では建設事業費がまだ若干残っている部分があるので、管理費のほうに大きな部分は移行しているところでございます。社会教育費は図書館に係る部分でございます。保健体育費は体育施設費で大原運動公園、学校給食費の給食センター方式事業も大きな部分を占めているところでございます。翌年度繰越額は 2 億 1,141 万円、主なものはただいま申し上げました小学校費の小学校大規模改造の繰越明許、大原運動公園整備の継続費の繰越でございます。前年度比較では 4 億 238 万円の増となっております。図書館建設事業の増、それから大原運動公園の整備の増が主な内容となっております。

めくって 4 ページをお願いいたします。第 11 款は災害復旧費でございます。まだ多額の費用、事業費が要る部分でございます。15 億 2,472 万円の支出済額でございます。新潟・福島豪雨及び昨年 9 月の台風 18 号災害による復旧費でございます。翌年度繰越額は台風 18 号部分のものでございまして、3 億 1,654 万円でございます。新潟・福島豪雨も最終年度とい

うことで、10億1,799万円と支出済額の前年度比較では減となっております。

第12款は公債費でございますが、元金36億2,452万円、一時借入金を含みます利子が5億1,345万円の41億3,797万円でございます。前年度比較では2億7,853万円増となっております。元金利子の増減内訳は記載のとおりでございます。これで市債残高は前年度比較いたしまして15億1,267万円増となりまして、424億5,303万円でございます。

第13款諸支出金の支出済額は土地の取得費で737万円でございます。前年度取得した基幹病院関連用地等土地開発公社の買い戻しの部分が減でございます。

第14款は予備費でございますが、充用件数は35件、充用額は8,658万円ございました。

そのほか不用額につきましては、全体をとおしてみまして、予算減額に対しまして2.6%、9億6,271万円で、前年度比較3億9,697万円の減でございます。主な不用額といたしましては民生費で1億7,837万円、教育費で1億3,994万円、災害復旧費で3億2,667万円となっております。

以上が歳出の概要でございます。なお、別冊で皆様のほうへお配りしてございます南魚沼市歳入歳出決算資料 主要な施策の成果の概要の1ページから、主要な成果の概要111ページ以降にはまだ未定稿としておりますが、当該年度平成25年度の決算カード及び財務諸表を掲載してございます。114ページには会計別の起債残高も記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

また、同じく別冊で財産に関する調書をお配りしてございます。41、42ページには債権、それから基金の状況、44ページから46ページには、貸付基金、介護保険高額介護サービス費等貸付基金、奨学金貸与基金等の運用状況を定額運用基金運用状況報告書として掲載、添付しておりますのでご覧いただくようお願い申し上げます。以上で総括の概要説明を終わらせていただきます。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は13時10分といたします。
[午前12時49分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
[午後1時09分]

○議 長 監査委員の監査報告を求めます。監査委員。

○監査委員 それでは、平成25年度南魚沼市一般会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査報告を行います。

審査の概要ですが、審査の対象につきましては、平成25年度南魚沼市一般会計歳入歳出決算、平成25年度財産に関する調書、平成25年度定額運用基金運用状況報告書でございます。

審査の期間でございますが、平成26年7月14日から平成26年8月18日まででございます。

審査の方法につきましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書及び定額運用基金運用状況報告書が、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、及び予算は適正に執行されて

いるかを主眼に審査いたしました。必要に応じ、関係職員からの内容聴取等も実施しております。

審査の結果でございます。総括といたしまして、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書及び定額運用基金運用状況報告書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成されていたものと認めました。

予算の執行に関しても、適正なものとして認めました。

2ページをご覧ください。一般会計決算審査意見（1）決算収支でございますが、決算額は、歳入総額 356 億 7,022 万円、歳出総額 344 億 5,970 万円で、歳入歳出差引額である形式収支は、12 億 1,052 万円の黒字となっております。この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源である継続費繰越額 133 万円、繰越明許費繰越額 2 億 2,900 万円、及び事故繰越し繰越額 1,845 万円を差し引いた実質収支は、9 億 6,173 万円の黒字であり、この実質収支から前年度の実質収支 8 億 6,541 万円を差し引いた単年度収支は、9,632 万円の黒字でございます。この単年度収支に、財政調整基金積立金 467 万円を加えた実質単年度収支は、1 億 99 万円の黒字となっております。

歳入につきましては、収入済額は 356 億 7,022 万円で、予算現額 371 億 5,725 万円に対する執行率は 96.0%、調定額 386 億 3,009 万円に対する収入率は 92.3%となっております。収入済額は前年度に比べ 3 億 4,663 万円の減となっており、市税、財産収入、繰入金、市債の減が主な要因でございます。

本年度の主な歳入の構成割合を見ると、地方交付税が 30.9%と最も多く、次に市税が 20.9%、市債 14.4%、国庫支出金 10.1%、県支出金 8.7%、諸収入 5.2%、繰入金 0.5%となっております。

自主財源比率は 32.8%、依存財源比率は 67.2%となっており、使用料及び手数料、繰越金、諸収入などが増加したものの、市税、財産収入、繰入金等の減額により、自主財源比率は、前年度より 0.9 ポイント低下いたしました。

市債の本年度起債額は 51 億 3,720 万円、償還額は 36 億 2,452 万円で、年度末残高は 424 億 5,303 万円となり、前年度末より 15 億 1,268 万円の増となりました。これは、合併特例債、臨時財政対策債などの増が主な要因でございます。

財源の根幹となる市税は、74 億 6,328 万円で、調定額に対する収入率は 84.1%、前年度より 1 億 7,063 万円の減となっております。主な要因は、法人市民税で 1 億 1,177 万円、固定資産税 1 億 1,279 万円の減となったことによるものでございます。歳入における市税の構成割合は 20.9%で、前年度より 0.3 ポイント低下いたしました。収入済額は、当初予算より 1 億 9,460 万円の増となっております。

市税の収入未済額は、市民税 1 億 6,173 万円、固定資産税 11 億 2,923 万円、軽自動車税 928 万円、都市計画税 4,216 万円、合わせて 13 億 4,240 万円で、金額では、前年度より 6,085 万円の減となっているものの、依然として調定額の 15.1%であり、引き続き市税の収納確保

に努力願いたいと思います。

市税の不納欠損額は6,553万円で、前年度より882万円の増となっております。不納欠損額の内訳は、市民税1,013万円、固定資産税5,231万円、軽自動車税83万円、都市計画税226万円で、いずれも地方税法の規定に基づくものでやむを得ないと認められますが、滞納については、管理に十分注意し徴収に努めていただきたいと思います。

次に歳出でございます。支出済額は344億5,970万円で、予算現額371億5,725万円に対する執行率は92.7%、前年度より5億5,639万円の減となっております。

翌年度への繰越額は17億3,483万円で、前年度より22億7,933万円の減となっております。その内訳は、継続費通次繰越額5億8,163万円、繰越明許費繰越額11億2,084万円、事故繰越し繰越額3,235万円でございます。主な内容は、継続費通次繰越額では、新市立病院整備事業5億5,640万円、繰越明許費繰越額では、道路橋りょう新設改良費3億9,013万円、災害復旧費関係費3億220万円、小学校大規模改修事業費1億7,712万円、事故繰越し繰越額では、可燃ごみ処理施設整備事業費1,801万円でございます。

歳出総額における不用額は9億6,272万円で、前年度より3億9,697万円の減となっております。

次に財政状況につきまして、財政基盤の強さを示す財政力指数は、1に近いほど財源に余裕があるとされておりますが、0.440で前年度と同じでございます。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は91.1%で、前年度より0.3ポイント上昇いたしました。実質公債費比率は16.9%で前年度より0.6ポイント低下し年々改善されつつあります。

基金では、財政調整基金が467万円を積み立て、取り崩しがなかったことにより平成26年5月末現在で22億4,735万円となっております。地域の元気臨時交付金分6億2,410万円は除いた金額でございます。また、基金全体の平成26年5月末現在高は、76億7,190万円となっており、前年度より4億3,327万円の増となっております。増額となった主な基金は財政調整基金、地域の元気臨時交付金分6億2,410万円の増、減債基金8,650万円の増で、減額となった主な基金は合併振興基金1億円の減、国保支払準備基金7,296万円の減、介護給付費準備基金5,799万円の減、公共下水道建設基金4,000万円の減でございます。

最後にまとめといたしまして、本年度は、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害からの復旧最終年度であり、被災箇所はほぼ整備が完了いたしました。しかしながら、平成25年9月の台風により塩沢、六日町地域を中心に大雨による被害が発生いたしました。集中豪雨により再度被災した箇所も多く、自然災害への備え、防災、減災対策の重要性を強く感じたところでございます。

本年度の重要課題として取り組んできた、魚沼基幹病院を核とした地域医療体制の整備、豪雨災害からの復旧、防災対策、雇用の確保、財政健全化の推進等々は、計画通り取り組みが進められております。また、大型事業では、総合支援学校の開校、大原運動公園整備事業、図書館建設事業、消防庁舎及び訓練建設等々の取り組みがなされ、着実に実施され、完了又は進行中でございます。今後は新市立病院の建設、養護老人ホーム魚沼荘の改築、城内中学

校・大巻中学校・五十沢中学校の統合、消防デジタル無線化等新規の大型事業も計画実施の方向で進んでおります。少子高齢化に伴う人口減少、市税の減収など財政は厳しい状況ではありますが、財政状況に鑑み適正に実施願いたいと思います。

国内景気はアベノミクスの3本の矢のうち、1本目の異次元の金融緩和と2本目の財政出動の効果があらわれ、国内景気は上向きになりつつあります。株価は大幅に上昇し、個人消費も盛り上がりを見せつつありますが、しかしながら、景気回復の流れはまだ広い範囲に波及しておらず、当市でも法人市民税の落ち込みが顕著であり、勤労者の賃金上昇や中小企業の業績改善などに結びつくまでには至っていないものと思われま。

平成26年は市制施行10周年を迎えます。記念式典、イベント等も多く企画されておりますが、地域の発信のみに終わらず、いかに地元に経済波及効果をもたらすような活動をするか、また当市に來られたお客様に対し、地元の受け入れ態勢が十分であるかどうかなどの実施後の検証が重要であり、尻切れトンボや一過性に終わることなく、ストーリー性を持ったイベントの実施がリピーターを呼ぶものと考えます。平成26年は記念の年であります。さらに飛躍できるよう市民をはじめ関係各位が知恵を出し、汗をかき、「自然・人・産業の和で築く安心のまち—南魚沼市」を育てていただきたいと思います。以上で報告を終わります。

○議 長 平成25年度南魚沼市一般会計決算全般に対する大綱質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 それでは大綱質疑でありますので、全般についてお伺いいたします。まず、市税と公債費、人件費との構図であります。今年度、市税は74億6,000万円余り、これに対して公債費が41億3,000万円余り、人件費は50億1,000万円余りと、この構図については毎回、決算でお聞きをしておりますけれども、昨年度よりも悪化をしているなどという感じがあります。このことについての市長の総括を伺います。

次に市債残高削減の市長公約についてであります。10年間で216億円という市債残高の削減という目標を立てておられました。今年度は一般会計では15億円ほどの増であります。一般会計、下水、水道、病院の4事業をトータルしましても、合計で4億円ほどの増になると。この数字を見た中でこの公約の総括というのはどうなのかということをお伺いいたします。

そして当初予算のときに、予算編成方針で7つの重点施策として盛られた部分についてお伺いをいたします。1つ目は豪雨災害復旧作業事業の完了であります。2つ目は保健、医療体制への整備と。子育て支援、高齢者福祉の充実でありました。3つ目は学校教育の充実でありました。4つ目は地盤沈下対策、新エネルギー普及推進、一般廃棄物処理施設の広域化でありました。5つ目は安全で快適な道路環境の整備でありました。そして6つ目が農業及び観光の振興、雇用の促進でありました。そして7つ目が財政の健全化、消防防災対策の強化これら5つを重点施策として編成をして、その執行にあたったわけでありました。この7つの重点施策に対して、決算としてどのように総括をなさっているのかということをお聞きいたします。

そして4つ目でありまして、これらを含めまして市長は地域経済再生に向けて積極

的に施策を進めると、こういう言葉で予算編成のときにこの言葉で結んであります。この言葉どおり施策を進めてきたという意味で、総括をお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 4点ほどお伺いいたしましたが、まず最初の市税、公債費、人件費この部分であります。市税が減って公債費の起債残高が増えて、人件費が減ったということでもあります。この市税の減は、概要説明でも総務部長が申し上げましたとおり、法人税の落ち込みが非常に多かったということでもあります。これは平成25年度、先ほど監査の総括報告にもございましたように、アベノミクスという経済効果が十分にまだ我々のところに行き渡っていないとしてあります。そういうことの中で、法人税が予想より大きく落ち込んだということだと思っております。

起債残高の増は、ご承知のように臨財債が例年大体13億円強を発行しているわけでありまして、この分がカウントになっていきますので、そういう面では増えたという。しかし、ご承知のようにこれは後年度の交付税で担保されるわけでありまして、この部分についてそう大きく憂慮しているところではありませんが、いずれにしても平成25年、26年もそうなるかと思えますけれども、24、25、26あたりは合併特例債の発行が非常に多くなっておりまして、これをある程度、抑制ということではありません、今度は5年間延長になりましたので、またならしていけるのだろうと思っております。将来的にこれが、私が公約で申し上げましたのは、平成30年—28年か30年このころには210数億円減らしていけるだろうと、いきたいとこういうことを申し上げたわけでありまして、単年度の中の増減はある程度致し方ない部分があるかと思っております。この公債費の削減ということですね。

それから5つの……7つか、これは一つ一つを今申し上げるところではございませんが、また後ほど具体的にお聞きいただきたいと思っておりますけれども、これらについてはある程度、思ったとおりとは言いませんけれども、着実に進められたものだと思っております。

地域経済の活性化につきましては、この平成26年度に大きく影響が出てきているものだと私は思っております、これは国の施策も当然ありますけれども、このことについてはある程度、功を奏しているんだろうと思っております。全般的に平成25年度は財政調整基金の繰り入れを結果としては、繰り出しといいますか持ち出しがゼロになったわけでありまして、そういう面では若干の財政基盤の強化もできたという思いでありますし、平成26年度にそっくり繰り越しておりました地域の元気交付金ですね、これが平成26年度にスタートして相当使わせていただいておりますので、平成25年度のまたこの成果の中で平成26年度に結果が出てくるもの、あるいは出ているものと今考えているところでありまして、以上であります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この7つの重大施策については、この後、決算数値を見ながらいろいろなところで質疑があるかと思えます。市長のほうは方針どおり着実に進めたということでありましたが、全体的なことでもう1回お伺いしたいのは、先ほど総務部長が概要説明の中でも申したように、今後、的確な財政運営をしなければならないという状況がよくわかる、ある

いは再認識をされる決算数値であったと総務部長も述べておりました。私も全くそのとおりで思っております。

この起債残高の返済は平成30年までに216億円という部分であろうというふうでありますけれども、既にもう平成25年度でありますので、そうすると今後、財政規律を守りながら着実に当初予算で示した施策を実行していくということについても、その資金繰りという面で非常に苦しくなってきたなという実感を持つ決算数値であったなと思っております。この今後的確な財政運営を強いられるであろうという部分について、市長のお考えをもう一度伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 先ほど7つの指標の中で、1つですね、やはり思い通りにも進まなかったし、まだ先が見えないという部分に、地盤沈下がありました。これは先ほどの答弁をちょっと訂正させていただいて、この部分についてはいまだ成果が見えていないというふうにご訂正をいただきたいと思っております。

今後の財政は——いつでもそうではありますが、楽観できるものではございませんので、余裕があるということは別にないわけでありますけれども、基金の積み立てこれらにやはり相当知恵を絞りながら将来に備えていかなければならないと考えております。これはもう平成32年以降、特例債の発行がなくなる部分、あるいはもう来年、平成27、28年、27年から始まるのか交付税のあの算定の何といたしますかね、もとに戻る部分、これらを念頭に置きながら当然歳出の削減といたしますか、そのことにも努めなければならぬわけでありますけれども、この基金の部分でやはり将来に備えていこうと思っております。

起債残高の減は、これは全体的に一般会計だけではなくて、それぞれの部分を全て含めてということであります。全体としては今減っている状況でありますから。ただ、一般会計はちょっと増えたということでもありますので、これらについても何とかこの30年度までに目標としておりました216億円の削減に鋭意努めてまいりたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今の市長の説明を聞いて、私のかねがね公共施設のマネジメント計画ということが、新市建設計画のまず大枠を規制するといえますか、そういうものだろうとずっと言っていました。今回の決算数値を見てもやはり通常の維持費等々を見ますと、大変な負担が将来世代にわたるなという部分もありました。この部分も含めて、この7つの施策の中でそういう方面でいくと、財政の健全化につながるわけでありますけれども、この部分を、いやこの部分は少しではあるけれども進んだんだというようなところがありましたら、お聞かせを願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 先ほど触れましたように、この7つの中で悪くなったということではありませんが、なかなか遅々として進まなかった、成果が見いだせなかったという部分については、この地盤沈下関係であります。他の部分については、大きく進んだ部分、あるいは非常

に幅の少ない部分等はあるかと思えますけれども、全体として将来的に向けてきちんとした施策の効果が、平成 25 年度は出てくるものだと、出ていると思っております。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 前段、市長のほうから今回の決算を見て、今後の財政規模の適正化に努めなければならないという言葉もいただきました。総務部長からは先ほど同僚議員も言いましたように、今決算を通しまして今後の財政運営の重要性が明確になってきたと、そういうのがこの決算の中から感じられたという言葉もいただきました。その言葉でもう私どもが何か言うこともないような気もするのですけれども、決算でありますので重箱の隅を突くようなことも含めてちょっとお聞きしなければならないと思えますが、今回大綱ですので 2 点だけお願いいたします。

1 点目は予備費充用のことでもあります。数年前ちょっと話させてもらいまして、それ以後、予備費充用につきましては決算時にいろいろ各科目のところで説明をいただいています。これは大変ありがたいことですが、この予備費を使う使い方ですね、どういう方針なのかということをお聞きしたい。

予備費の使命というのがありますので、使っているものだしそれはいいのです。けれども今回の決算を見ましても、100 万円、200 万円、300 万円ぐらいはよしとしましても、500 万円、600 万円を超えるのが 2 つ、3 つありますよね。そういうのはここで説明をいただきますけれども、それはだめだとかいいとかと言われたい。ですので、できたら私はこの予備費充用というのを大きいのは、予算化して執行したほうがいいと思えますけれども、そこら辺の予算執行上の指導といいますか、指示といいますかそういうのが何かあるのかどうかというところを 1 点確認したい。

もう 1 点が、同僚議員とちょっと重なるところもありますけれども、プライマリーバランスといいますか、そういう観点でのことでもあります。市債が今回 51 億円、そして公債費の元金のほうが約 36 億円ということで、これを単純に比べますと 15 億円ぐらいの借り入れのほうが多いということになる。これはこの時期だから仕方がない。そしてまた単年度で長期的にはそこら辺は改善されていくというのが、多分答えとして返ってくるのでしょうか、とは言っても大変大きなところがありますので、この決算の中でこういう数字を受けてちょっと感想なりをまずいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 予備費の流充用の件ではありますが、これは極力ここからの部分というのはやっぱり、避けなければならないということではありませんけれども、そうこれを多用するということは避けなければならないと思っております。しかし、突発的に出た部分、あるいは予算が、議会から議会の間で、なかなか議会に諮って補正を議決いただくまでにも、執行をしなければならない部分、こういうのがあるわけです。専決という手もありますけれども、これはやはり極力避けていこうとこう思うの中でやらせていただいております。個々の分についてはまたその都度お答えいたしますけれども、この予備費を 1 億円例えば用意して

あるからこれをみんな使い切っていいんだとか、安易に予備費流充用に傾かないように、これは戒めているところであります。

それから、プライマリーバランスという言葉で、今ご質問いただいたわけですが、先ほど触れましたように、その起債残高というのは臨財債そのものが、単純に今比較しますと、15億円こしは借りるほうが増えたわけです、15億円この年度は。しかし、13億幾らかは臨財債分と。そういう部分もありまして、さっき寺口議員の質問にもお答え申し上げましたように、年度によっては記載が増える、あるいは減っていくとこういう浮き沈みがございます。この平成25年度の中で特に大きく予定外であったというのは——平成23年災害はこれは予定外であります、災害は。ですので、その部分が尾を引いているということだと思っております、特にこの起債の残高というのは、起債額をほかの突発的な部分とか、あるいは計画外のもので増やしたという認識は全く持っておりません。

ただ、プライマリーバランス的に言われますと、収入と支出の部分ですからもとのお金が少なく、借りる部分が多くて歳出が多いということになるわけですので、これはまあやっぱり財政力指数を徐々に高めていく、このことだけを気をつけなければならないとは思っております。まあ、なかなかこの地方で財政力指数が1位にまでいくというのは、非常に厳しい部分があります。これは特例債が終わった後、平成32年以降でこれをまたどこまで近づけていけるかということは、やはり考えていかなければならない問題だと思っております。

○議長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 その辺がやっぱり私の認識とちょっと違うところがあるので、そこだけお聞きしたい。市債残高、総務部長の話からもありましたけれども、元金で424億円になった。そのうちの臨財債が含まれているから、それが入ってくるからいいんだよという考え方もあるのですけれども、424億円のうちの臨財債は多分117億円であります。二十七、八%になっていると思います。

これは確かに返ってくるかもしれないですけれども、市長は先ほどから言っていますように、合併特例期間が終わりまして交付税は約15億円減りますよね。それで、そこでだから財政の立て直しをしなければならないということで認識なんて、それは大変私と一致していません。けれども、臨財債の関係でちょっと違うのは、入ってくるのですけれども、だけれども返さなければならないという現ナマも必要だということになるのですよ。

ここの場合は多分4億円ぐらいを臨財債の償還として出しているのですが、合併特例期間が終わる、一本算定になる20、平成三十二、三年のころには、臨財債の償還額は年に9億円から10億円になるのです。となりますと、交付税が10億円減る、それに臨財債の償還額は9億円、10億円ぐらいになる。そうすると今より15億円どころじゃない、相当な金額20億円ぐらいは減ってしまうのですよね。

そのこのところも考えながら、やっぱり私は財政運営をしていかなければならないと思うのです。したがって、じゃあ何がと言いますと、交付税もだから平成三十二、三年のころには今の98億円から74億円ぐらいに——私の計算ではですよ。そんなに単純なことではないか

もしもありませんけれども——そうなる。市長が今おっしゃいました今後、財政規模を適正化に努めなければならないというような考え方は、近い将来にこういうことが来ることも踏まえて、どういうふうな考え方でそういう財政規模の適正化に努めていかれるのかというところの決意のほどを、もう一度お願いいたします。

○議長 市長。

○市長 ちょっと議員のおっしゃることがわからない部分があるのですが、別に聞くという意味でなくて。臨財債そのものはご承知のように、国が今はお金を出せないから、皆さん借金をして何とかやっつけてくださいと、それは国が後年度できちんと全部負担します、ということを言っている債務であります。持ち出して9億円も10億円も、簡単にいえば国は返してくれないということを私は想定しておりませんので、それはちょっと計算の仕方が——それは1回返しますけれども、交付税とかそういうことで補填をするということになっているわけですので、そう心配しないということではないですけれども、そこにまた9億円も上積みして返さなければならないという事実は出てこない。年度の中で浮き沈みはあるかもわかりませんが、総体的にはそういうことだと思っております。

そして、これは前々から申し上げておりますように、一本算定、あるいは特例債の発行が終了すると。ここに備えて振興基金あるいは財調の基金を極力積み増ししていきながら、何年かけてその財政規模にソフトランディングしていくということでもあります。前にも申し上げましたように平成27年で特例債の発行が終わるという前提のときは、平成28年度から投資経費を20億円一気に削減しようと。そういうことで、つい先日までは考えてきたわけです。ところが、5年延長ということがありますからそれはそれとして。

ですので、税収がどんと一気に上がるとかそういうことを想定しているわけではなくて、財政計画の中では大体もうどっかの年度を基準にして、ほとんど動かない状態で今推計しているわけでありまして。結局我々がまあ普通の財政基準に戻る部分を、基金等で手当をしながら健全な姿にもっていくということ、今私は想定しているところでありますので、それが平成32年からになるのか。今こうしていきますと特例債の発行が終わる前からでも、そういうことをきちんと考えていかなければならないのか、これについては今新たに策定しております財政計画の中で見通しをつけて、またいずれ皆様方に公表していかなければならない。そしてご批判をいただきたいと思っております。

○議長 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 臨財債ですので、交付税で算入されるという部分はわかるのですが、今現在の交付税だって今まで使った臨財債の交付税出入りに入っていくんですね。今までの分が入ってきているという状態の中で、それをもう入ってきているのを前提にしながらやっているのですよね。けれども、今後、臨財債を使えば使うほど、今度は返さなければ入ってきますけれども、それはその年度、その年度で必要経費として使っていく。けれども、返さなければならないのは後年度にどんどん、どんどんとたまっていくのです。それが平成32年、33年のころには10億円近くになってしまうというところも、やっぱり考えていかな

ければならないと思うのですよ。ですので、私はその臨財債が来るから大丈夫、そしてまた基金を積んでいるから大丈夫ではなくて、後年度の負担が多くならないようにむしろ基金は積まなければならないけれども、基金を運用するとか剰余金を運用するとかそういう方法を取りながら、できるだけ後年度の負担を減らすようにするような財政運営が今後必要じゃないかということではちょっと言っているわけで、もう一度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 臨財債につきましては、本来あったものではありませんで、これは国のほうの時の方便ですね。ですので、これは前にも今井議員から確かお話があったように、発行してもしなくてもということがありました。それはそれといたしまして、私たちの財政規模の中で、あるいは財政需要の中で、この臨財債を極力少なくしていくという選択肢が今取れていない部分であります。

これからじゃあどうしていくか。これがもし使わなくて、借りてためておけるのならためておきますけれども、今の状況はまだそこまで至っていない。ですから、満額例えば借り入れて、ほぼですね、満額使っていく。ただ、それは使ったら返します。そして返す部分についてまた交付税で入りますから。それは議員のおっしゃったように、どこかの年では1回、年度的に持ち出しがいっぱいになるとかという、そういう数値が出てくるかもわかりません。けれども、ならば我々が負担しなければならないという部分は全くないわけですから。

それはそう考えなければ、国が嘘を言って地方にもうみんな借金を押し付けたということになるわけですので、そういうことに私はならない。ただ、年度、年度の中でのこの浮き沈みといいますかね増減は出てくる、当然それはそうでありますので、それらを十分留意をしながら、願わくば臨財債を発行しなくても財政運営ができるという形にもっていければとは思っております。

それが投資経費が非常に多かった。それから今扶助費的な部分が大きく増えておりますので、これらがどう何といいますか——削減をするという方向がなかなか見えないわけですね。投資的経費はさっき言ったように相当削減をされる。そして将来に向けてきちんとした基盤整備ができるということはわかりますけれども、扶助費的なものはなかなかその削減の方向が見えないわけでありますから、これらについて臨財債を発行しないで、例えば福祉の関係の予算に大なたを振るうとか、そういうことは今まだなかなかできる状況ではないというふうに考えております。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 それこそお聞きしたいのが、財産に関する調書とかがあるわけです。こういうのが出ていますけれども、この中には車だとかあとはマットとかいろいろな備品のことが出ていますが、それこそ今回の塩素の件で、消耗品の管理についてちょっと私は疑義を感じているのです。教育委員会部局のほうからは、今後消耗品の管理に関してはしっかりやっていくよという話がありますが、こちらサイドのほうではなかなかちょっとまだこのところの答弁は聞いていないので、そのところはしっかりとどうやって消耗品を管理して

いくか。

これってやっぱり無駄金を使っているという市民のイメージになっているところがあるわけですね。そこがないように、きっちりどうやって管理をしていくのかについて、ちゃんと課内で——課内というか庁舎内でしっかりと、そっちもそうだし、こっちもそうだしで統一した見解みたいなものを出していったらどうかというのと、あと監査委員さんのほうもこれからちょっと話を聞いたところ、見て回るよ何ていうのがちょろちょろ聞こえているのですが、どういうふうに考えているのかお聞かせいただければと思います。

○議 長 監査委員。

○監査委員 いまほどの塩素の件と、消耗品の関係でございますけれども、今のプールの件については、警察署がまだ調査中という状況でございますし、総体の中でまだはっきり確定していない中では、ちょっとコメントは控えさせていただきたいと思えます。

それで、新年度からについては、消耗品の管理、特に小学校、中学校の塩素の関係については、新たに監査項目に入れてきちんとチェックをしていきたいと考えております。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 消耗品の管理ですが、教育委員会部局だけでは当然ございません。全庁的に改めてまた締めてというか、きちんとした形をとろうと。ただ、ここ数年の動きですが、一番やはり消耗で目立って出るのは、文具を含めた用品でございます。それについてはやはり一時期、ずさんとまでは言いませんが、かなりルーズになるということもあって、今は必ず記帳はもとよりですが、必要に応じてそれをそろえていくと。今までは用品調達基金とかで、そこでもう備蓄しているような形だったんですが、今は、この間の部分でもありましたが、結局余ったものをどどんためてまた新しいのを買うと、そういうことがないような形態で管理をしております。

ただ、まだまだ全ての内容においてもいろいろな無駄があるところは事実だと思いますので、それについてはまた廃棄の部分も含めて継続しながら合理的な管理等に努めていきたいと思えます。教育委員会とは当然、歩調をそろえた中でやっていくつもりでございます。以上でございます。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 一般会計の決算内容を見る限り、非常に順調に財政をコントロールされているというふうに、まず直観をするところであります。そういう中で、臨時財政対策債これについては、当初は国の時限立法でつくられた地方財源であったわけで、100%国の交付税負担ということで問題はないかと思っております。それで、例年ここで市長に、財政力指数の問題ですね、コンマ44前年と変わらない数値が出ているわけですが、そういう中で様々な数値をアップしていく、自治体としての実力をプラスしていくという中で、毎年聞いております。今回のこの一般会計の決算はしっかりやっていると私はそう言いましたけれども、そういったところの感想、見方と、それから財政力指数の今後についてちょっとコメントをいただ

ればと思います。賛否を投じる参考資料としたいと思っております。

それから、標準財政規模これも 190 億円ぐらいですが、どうなのでしょう。こういう質問をいつかしてみたいと思っていたので今回やらせてもらいますけれども、190 億円であれば恐らく 10 年後は 190 億円に交付税がいろいろな意味でプラス、追加されてくる部分もあるかと思えます。病院であるとかいろいろなものがあるわけなので。そうすると南魚沼市の 10 年後の一般会計予算規模というのは、大体思うに二百四、五十億円ぐらいになるのかなというふうには私は常々思っています。これはどんなものでしょう。参考で結構ですので、大体の見通しを教えていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 財政力指数を上げるためには、いわゆる自前のお金をいっぱいつくるということでもありますので、そうなりますと税収アップこれに尽きるわけであります。その中でやはり努めなければならないのが、個人市民税はもちろんでありますけれども、法人税ですね、これをどう増大していけるかということになっていくものだと思っております。

観光等が相当活発化すれば、個人市民税のほうも上がるということでしょうが、これはまあ別にいたしまして、やはりメディカルタウン構想等を中心にし、あるいはこれはまだ夢の夢ぐらいの話ですけれども、大学の誘致とかそういうことに絡めて関連産業の誘致、それからプラチナタウン、これはメディカルタウンの中の一角になるわけですけれども、こういうことが実現できればそれに関連する産業の立地、これらもある程度見込めてくると思えます。そういう方向に大いに力を入れていかなければならないと思っております。ただ、非常に先が見えているわけではありませぬので、厳しいものだということは思っております。

それから、財政規模であります、ことしも 360 億円をもう既に超えた。100 億円ぐらい多いわけですよ。これは特例債事業がある程度終われば、さっき触れましたように 20 億円とかそういう部分については減額していけるわけですが、これもさっき申し上げましたように、扶助費的な部分が非常に増えてくる恐れがあります。どの程度の規模が、例えば標準財政規模的にいつごろ近づけられるかというふうにご質問を受けますと、たった今それをいつごろに近づけられるだろうということを申し上げる自信がございませんので、新しい財政計画等を組み立ててみた中で、その点についてはまた後日お答えできればと思っておりますが、よろしく願いいたします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 実質公債費比率に関係してちょっと教えていただければなと思えます。監査委員の資料の 15 ページに前年度の指標があるわけでありますけれども、実質公債費比率は前年度は 17.5 で、柏崎市の次に悪いということだったんですが、ことしの今とまった状況でまだ全てはわからないかとは思いますが、どんな状況かひとつお聞きしてみたいと思えます。

それから、計算式がここにあるわけでありますけれども、今ほどのお話の標準財政規模と

申しますかそれでいきますと、市債残高がほとんど変わらない、15億円増えているという話です。そうした中でこの指標数値が改善していくという、非常に不思議な状況があるのです。そこにちらっと書いてありますけれども、要は分母を増やせば指数は少なくなっていくという、こういうことであります。

そうすると、それでは分母で考えますと、標準財政規模が3億7,758万円、2%の増だったということでもあります。そうすると、その理由は何だかということ。主なるものが要するに借金が増えていく、それを割り崩した数値ということで、そこに財政規模が増えるという理由というのが出るのかとちょっと感じたのです。普通であれば借金が減って税収等があるというのが、要するに力がついてきているから改善していくと、こういうふう思うのですけれども、実質的にはそのこの表を見ても……。

○議 長 簡潔にお願いします。

○岡村雅夫君 ……ですが、ひとつ、その辺のお考えをお聞きしたいなと思います。

○議 長 市長。

○市 長 実質公債費比率が16.9になったというこの順位は変わりません。柏崎さんの次に高いという数字でありまして、自虐的に申し上げますとワースト2ということになります。数値はよくなっている。

それから実質公債費比率の算定ですが、議員おっしゃったように分母が増えるか、分子が減るか。これでなぜこうなったかという説明については、財政課長のほうに事細かく説明させますのでよろしくお願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 まず、では分子のほうから説明をさせていただきます。起債残高が増えているのに分子が減るという現象ですけれども、これは先ほど市長のほうで申されましたように、起債残高自体が臨財債と合併特例債に置きかわってきている。佐藤議員のほうからも27%は臨財債と。合併特例債と合わせると起債残高の7割が今は、合併特例債と臨財債に置きかわっております。よって、分子は償還額、公債費、返すお金が分子にのります。よって、返す額は大きくなってきているのですけれども、それに補填されてくる、要するに引き算、交付税で措置される分それがだんだん大きくなってきているので、結果的に小さくなるという現象が起きます。

それで、分母のほうの標準財政規模ですが、これは単純に申しますと標準税収入——これは国の基準で、この市の規模であればこれぐらいの税収があるよという算定をする額ですが——標準税収入と普通交付税の額、これが今増えてきております。それから、臨時財政対策債、臨財債の発行可能額この3つを足した数値が標準財政規模となりますので、平成25年度につきましてはいずれの数値を見ても若干増えているという状況で、分母のほうも若干小さくなっているということでございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 借金しいしい、豊かになっていくというような話ですけれども。収入と支

出の関係ですが、収入が増えないのに支出が——全体の会計で見ますと、支出を抑えたからこういう形になったと私はつい見てしまったのです。豊かになるのであれば、我々が主張している国保の問題であろうが、水道の問題であろうが、かなりのことができるわけだと思います。けれども、そういうのをほとんど変えなくて、まあまあ投資的な部分はそれなりに一丁前にやってというあたりに感じるのです。その辺、若干の反省——要するに指標がよくなっていくならば、それに付随した形で生活支援のほうにも回していくべきじゃないかと私は思うのです。扶助費がどこまで増えるかわからない、なんていう防波堤は余り張らないほうがいいのかなんていう感じが私はして見っていますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今、財政課長が申しあげましたように、この分子については借金額ではなくて、年度、年度に返す額です。そうしますと、今までは特例債というものがなかったわけです。ですから、後年度負担が 50 とか、例えば 70 とかという起債、それを特例債にほとんど振りかえとかいうか新たな部分はそうしていますから、後年度負担が簡単に言えば 3 割で済む、優良債と常に言っています。

それから、災害時の債務もそうであります。そして臨財債はさっき言ったように、これは全額返済されるわけですから、その部分がまた減っていくということですから、数値としてはそうです。

そして、ではそこで浮いた分を福祉に回せとこういうことですがけれども、回せる部分は全部回していますから、平成 26 年度の国保も法定外を 1 億 3,000 万円入れて、税率アップを抑えているとかですね。そして水道だって皆さんはいろいろおっしゃいますけれども、福祉減免があり、いろいろのことをやっているのです。ですから、そういう部分はそれは水道の会計の中である程度やれる部分もありますし、一般会計のほうからこの福祉減免分については確か持ち出しをしていると思うのです。

そういうこともあるわけで、一気に国保税を半分に下げた、水道料を半分に下げたということまでやらなければ、実感がわかないということでしょうかね。ですので、議員にもお願いを申し上げますけれども、きちんとやるべきことはやっていて、これだけ市民に還元しているんだよというのは、やはり皆さんにもっと数値をきちんと理解をした上で申し上げていただきたい。

常に生活支援に回せ、生活支援に回せと言いますけれども、生活支援だって相当——ですから今、扶助費がどんどん増えているわけです。これは全部その部分でありますので。そういうこともひとつご理解いただいて、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 扶助費は大体自然増という部分で、それはどの市も大体同じだというふうには捉えてもらったほうがいいかと思います。それで、そのワースト 2 という問題で、実質公債費比率が去年と余り変わらないということになると、よそはどんどん改善していくわけですが、18%を割ったから、あるいは 16.9 になったからというところではなく、この順位を飛

び越すような考え方をやはりちょっと持ってしかるべきかなと感じます。ワースト2なんていうような言い方はしなくていいような目標というのは、どういうふうに立てる予定でいますか。

○議 長 市長。

○市 長 これももうここで今更申し上げるまでもありませんが、発足時にこの実質公債費比率という指標を出す時点で、我々はワースト1という数値をいただいたわけであります。それから、努力をしながらここまで削減をしてきたということであります。

当面の目標は今まで申し上げたとおり18%を切るということで一生懸命やってまいりました。今は16.9ということになります。きのうだかおとといも申し上げましたけれども、これがまた2年後か3年後には、一時的にはやっぱり18%を超えることがあるやもわからないという状況ではあります。

しかし、この実質公債費比率というのは率として出ていますから、無視をするということではありませんけれども、これが18になったからじゃあどうなのだ。あるいは25とか35とか、これは別ですよ、その数値の中で推移している。それから順位を気にしてどうでもかんでも下げなければならないという考え方は、私は余り持っていません。

隣のことを言うようで失礼ですけれども、投資をしていなければこういうのは増えません。要はお金を使わなければ増えないわけですから。お金を使わなければというか、簡単に申し上げますと借りなければ。しかし、やっぱり市としてのきちんとした体裁、あるいは市民の皆さん方のためという公共投資については、これはやっぱりやるべきときにやっておかなければ、今やらなくてじゃあいつできたかといえ、できません。できません。

だからそういうふうにご考慮いただかないと、この数値だけで常にああだ、こうだという議論は、余り私は歓迎はしません。きょう新聞に出ておりましたけれども、隣の市はこれくらいよいよ庁舎をつくるそうであります。消防庁舎もつくりました。さあ、何年後にどうなっていますか、それはまあ別でありますけれども、そういうことだと思っております。

ですので、余りこれに一喜一憂はしませんが、それは低いに越したことはありませんので、ただもう積み重ねでありますから、一気にこれが10%にどんと下がるなんていうことはあり得ない。地道な努力をしながら、この数値を下げていくということに尽きるのだと思っております。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 来年からは外形標準課税これがまあ始まるわけですが、そのときに私どもの当市として、どれだけ市税に影響があらわれてくるかという意味にということです。これは予算になります。来年からですが、法定外目的税。合併して10年になります。この法定外目的税は合併前から始まっておりますが、この導入等について今後、合併後の10年後以降については、市長は何らかのお考えをお持ちだか、その点をまず最初に聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 一般企業に対します外形標準課税ですか、これはまだ決まったところでは

ないわけですね。これがまあ1社平均5万円ぐらいになるとかどうとかこうとかという話ですが、これについてもし試算があれば——まだしていないようであります。ちょっとわからない。

それから、法定外の税でありますけれども、目的税。どう考えても……。法定外の目的税というのは私は余り存じ上げませんが、今、目的税では入湯税あるいは都市計画税等がありますが、これは当然、法律と条例でいただいているわけです。それ以外というのはちょっと私は知識が不足してわかりませんので、もし、具体的にこれはというのがありましたらお知らせいただけますか。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 法定外目的税、これは都道府県レベルではかなり導入をしてはおるのです。廃棄物税とか、一言でいえばこれは多分30近い都道府県が導入しています。あと、場合によっては環境未来税とかそういうのが出るわけですが、それはまあ都道府県レベルですけども、市町村レベルで合併前はかなり協議されたことがあるのです。この六日町議会でも。一言で例えて言うならば地下水利用税はどうだとか。

それで、私がこれを今どうしてこういう話をさせていただくかということは、きのう11番議員のほうで登川の河川公園の管理費という上で、大変いろいろな問題が生じていると。環境問題、またごみの片づけ、水の使い方。では、それに対してそれなりの補助云々ができるかという、これはまたできる問題じゃない。そういうときに、目的税としてもってやってきているのが、山梨県の河口湖ですね。河口湖町、隣村2村、これが平成13年4月1日から遊漁税という形でそこに来て遊ぶ人、釣る人、ボートに乗る人、そういう人に200円課税したんです。そうしたら、かなりの大反響が出るかと思ったら、大反響はいいほうに出て、いやこれはすばらしいことだと。こんなにきれいなトイレになったのはうれしくてしょうがない。こんなに環境掃除が行き届いた、駐車場から湖のほとりはないということで、大きく新聞にも出たんです。

そういうことですから、11番議員の答弁の中にも具体的にはどうこうがないと思うわけですが、これは登川に始まったことじゃないです。登川河川公園に始まったことでなく、三国川の親水公園また登川にしてもあるわけですが、そういうところを法定外目的税の導入で、環境整備、美化がならないものか。そういうことで、私もちょっと忘れていたんですが、いい質問がでたと、しかしながら解決は難しいなというふうに考えていたものですから、その点についてひとつまた市長のお考えがありましたらお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 公園法で設置をしております例えば公園については、これはそこにまた目的税的なものをかけることが可能か否かというのは、ちょっと私わかりませんので検討してみます。ただ、我々の地域の中の公園的な部分といいますと、市外の方も相当大勢使いますけれども、市内の方も相当使うわけです。当然、市内の方はゼロで、市外の方お金いただきますということにはならないので、そういう部分が非常に隘路として残るだろうとは思

ております。

その新たな、市町村で単独に設けられる目的税的な部分について今、思い出しました。以前は森林保護のための、いわゆる森林を持たない人が、その森林の維持管理の費用として持っている人に対しての支援といいますか、そこで森林保全税だったか全国的に何か議会の中でも動きがあるじゃないですか。なかなか前に進みませんが。そんなことは一時念頭にはちょっとあったことがあります、なかなか難しいだろうということで、今これを自主的に検討してはおりません。

それから、山の木を市が例えば伐採するための作業道を、市で全部整備をして、そこから木を出す人が利益を上げた場合に木材取引税というのはどうだということで、木がいっぱい売れた人からちょっとは税金をもらえないかという話をしたら、それもなかなか税制上うまくないとかいろいろなことがありまして、一、二模索はしましたが実現には至っておりません。これから社会環境や意識が変わる中で、特に自然関係の保全、これらについては理解が得られるものがあるとなれば、検討はしてみなければならぬと思っております。

○議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 ぜひと検討を進めていっていただきたいと思えます。東京都がこれも東京都の地方税になりますけれど、宿泊税を設けましたよね。あのときも東京へ出張したりそれなりに旅行したりしたときに、どうして私たちが泊まるところに宿泊税なんてのが取られるんだと、そういうふうにはそのときは思ったんです。ところが、今になってみると、全く何にも感じない。その宿泊税たるもの目的税として交通機関、宿泊プランニングそういったところに、特に災害時そういったものが利用されるとなれば、これは自分の1回の宿泊について、幾ら取られるかはちょっと私もそれは覚えておりませんが、そういうことが出ているわけです。

山梨県はさっき言った河口湖がありますけれど、山梨県はどういう形になるかわかりませんが、来年からミネラルウォーター付加税というのを出すと言っているのです。これはどういったものか。私たちのほうもありがたいことに、プリンスさんのほうで1本これは税ということではなく戻し金で1円を1本にいただいたんです。これは確かにありがたいことですが、やはりこれからの環境整備そういったところに、自分たちの周りは自分たちと言いながらさっき市長が言われました森林税。あれは持っていない人たちが森林の恩恵を受けるものですから、同じことじゃないですかということで広がったわけです。ひとつこの目的税については我々も考えていかななくてはならないと思えますが、行政サイドとしてもぜひともお願いしたいと思っております。以上です。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 聞くとはなしに聞いていたんですが、18 番議員の質疑に対する市長のお考えです。先般の一般質問の中で、8 番議員が主な財政指標の状況ということで、我が市と新潟県平均……（何事か言う者あり）6 番議員かそうだ。全国平均の一覧表を示していただきました。実質公債費比率が二、三年のうちにはまた 17 台に入るといふ可能性が今出ましたし

——ここで示されている、では 17.5 という数字をとりましょうか。全国平均が 9.2 これは下がってくる可能性があるわけですが、これだけの差となると我が市の標準財政規模をおおざっぱにざっくりと 200 億円としますと、年間我が市は 35 億円、全国は 18 億円で済むわけです。全部国がいろいろな形で面倒を見てくれるのを差っ引いて。こういう、何度も何度も言いますけれども、同じ規模だった場合の競争力ですよ。一般企業であれば、あそこの企業と比べてうちは、何かしようとしても借金することでしかそれができない。ほかの会社は手持ちの資金があるからいろいろな選択肢がある、できる。借金しなくても、もしかしたら手持ち資金でできる場合もあるだろう。こういう何と申しますかね、選択肢の幅が広いか狭いかということ考えたことはございませんか。

○議 長 市長。

○市 長 単純にそういうふうに数値を 9%台と例えば 18%台、倍と半分だと。だから、借金なしに使う金が、同じ規模として半分で済むんだから、その分、財政に余裕があるから何でもできるじゃないかということ。しかし、これは全部がどうだ、こうだかわかりませんが、さっき言いましたように、投資をしなかったところが、当然実質公債費比率が低いわけです。

じゃあ、社会的なインフラが、その市が比較してどちらが整っているか、市民の皆さんがどれだけ満足しているかというところは、全く出ていないわけです。私はわかりませんよ、それがどうだかは。だって投資額が少ないところが当然少ないわけですから、投資した額がですね。だから、その数値だけですぐに判断はでき得ません。それから、何かを突発的ということは別にいたしまして、施策としてやらなければならない。お金がなかなか出てこない。そのことのために、基金をきちんと管理していこうということ。何かをやらなければならないというのは、10 年も続けてずっと何かをやらなければならないということはそうはないんです。この年はどうしてもこのことをやらなければならないがために、財政需要が多くなる。そういうことだと思います。

ですから、この数値と悪いほうに連動させれば連動できますし、気にしないということではないですけども、このことにとらわれて、今やらなければならない投資、それを私はためらってはならないと思って 10 年間やってきました。さっき言いましたように、平成 28 年ごろには 18 に迫る、あるいは若干上回るということがあるかもしれないというのは、企業会計に対する部分であります。

今はわからないのです、病院が。ご存じでしょう。病院に対する繰入金の額がどうなっていくかちょっとわからないので、ある程度悪い想定をすれば、繰り入れが相当増えてくる恐れもある。その辺がまだわかりませんので、でもそれは平成 28 年ごろになればはっきりわかるわけです。病院が平成 27 年に開院をして、もう平成 28 年ですから。そういうことを私は申し上げているところで、じゃあそれが 18 になれば、またそれはその分一般会計から持ち出しをしなければならないわけです。いわゆる自由度が確かに下がりますけれども、それで市民の皆さん方の生活やそういう部分について、非常に悪化していくとか、あるいは税金を上

げなければならないとか、介護保険料や国保料をその理由で上げなければならないとかということには、しなくても絶対済みますし、またするつもりもないところでもあります。そういうふうにはトータルバランスでお考えいただければありがたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私は極端な話をしているつもりはないですけども、ただ、まあ例えばこれが企業会計といいますか一般の何といいますか、公会計が変わってきて比較ができるようになる、財産の評価の比較ができる。じゃあ、同じお金を使って同じ機能をもって、同じような満足度が市民に提供できたとした場合、それはやっぱり比較できるのですよね。それが大事なことです。（「当然そうであります」と叫ぶ者あり）

でありますから、その辺のことをよく考えながら、今投資しているこの事業を一般的に見て、もっと儉約すべきことはないだろうか、もう少し機能と投資額で比べた場合について、よそと比較をしながら劣っている点はないだろうか。これを私は大きい行政の仕組みだと思っています。そのことを私は申し上げているのでして、それが積もり積もって、もしかしたら財政を逼迫させている一つの原因かもしれませんし、わかりませんよ。わかりませんけれども、ほかの市と今市長がおっしゃった隣の町もそうでしょうし、ほかの日本全国もそうでしょうけれども、公平な判断をするためにも公会計の、ここで変わる、整理する、それは大いに活用をしながら財政を見ていってほしい。私はそう思っています。

○議 長 市長。

○市 長 それはもちろんのことでありまして、先ほど触れましたように、我々も我が市と大体財政規模も同じで、人口的にも同じで、そしてインフラの整備とかそういう社会的機関もほぼ同じでという市と比べて、じゃあどうだと。そこで、我が市が大変高くてほかの市が低いと、それは何に違いがあったかということは、きちんとまた突き詰めていかなければならないことでもあります。

公会計の導入がなされますと、そういう部分はある程度、数値としては出てくるわけありますので、今度はまたもっと比較がしやすくなるわけです。今はこの数値だけですから。そういう面も含めて、もちろん無駄づかいをするつもりもありませんし、不要不急なものをどんどんつくっていくつもりもございませんので、また折に触れご指導いただければと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、平成25年度南魚沼市一般会計決算全般に対する大綱質疑を終わります。

○議 長 歳入の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、私のほうから決算書の事項別明細に沿って説明をさせていただきますので、決算書の17、18ページをお開きいただきたいと思っております。

1款市税1項市民税1目市民税個人分。収入済額は対前年度997万円増の21億6,533万円

となりました。現年度分で2,483万円の増、滞納繰越分で1,486万円の減です。不納欠損額は対前年度86万円減の940万円となりました。収入未済額では対前年度1,666万円減の1億4,811万円となりました。収納率は現年課税分で前年度比0.1ポイント増の98.5%となりました。

2目法人分であります。収入済額は対前年度1億1,177万円、15.7%減の6億98万円となりました。大幅な減の理由といたしましては、国の法人減税方針により法人税の税率が大企業で4.5%、中小企業等で3%低下いたしました。率にして15%強下げられたことによる影響であります。不納欠損額は対前年度38万円減の73万円となりました。収入未済額では前年度とほぼ同額の1,361万円となりました。収納率は現年課税分で0.2ポイント減の99.6%となりました。

市民税の合計では対前年度、調定額で1億1,980万円の減、収入済額で1億180万円、不納欠損額で124万円、収入未済額で1,677万円の減、滞納繰越分も含めた収納率は0.4ポイント増の94.2%となりました。

続きまして2項1目固定資産税であります。収入済額は対前年度1億1,279万円減の39億5,491万円となりました。現年度分収入済額では対前年度852万円の微減、前年度との調定額の比較になりますけれども、土地で2.5%の減、家屋で0.7%の増、償却資産で1.9%の減でした。滞納繰越分収入済額は前年度に大口の納入があったことから、1億427万円の減と大幅に減少いたしました。不納欠損額は対前年度1,126万円増の5,230万円となりました。収入未済額では対前年度3,984万円減の11億2,922万円となりました。収納率は現年課税分で0.4ポイント増の97.1%となりました。

2目国有資産等所在市町村交付金であります。国県に対しては固定資産税を課することができないため、そのかわりとして交付されてくる税額であります。収入済額は対前年度34万円減の2,175万円となりました。

3項1目軽自動車税であります。収入済額は対前年度400万円増の1億6,063万円となりました。不納欠損額は前年度比38万円増の82万円ほどとなりました。収入未済額では対前年度55万円減の928万円となりました。収納率は現年課税分で0.2ポイント増の98.8%となりました。課税台数につきましては、バイク等は昨年度に引き続き減少しておりますが、自家用軽四輪が609台増加したことから、現年分調定額は2.8ポイント増加いたしました。

19、20ページをお願いいたします。4項1目市たばこ税であります。収入済額は対前年度4,359万円、10.6%増の4億5,584万円となりました。たばこ税全体の税率は変わりませんが、県税分から市町村分に約13.9%の税源移譲が行われたことによる増額となっております。

5項1目入湯税であります。収入済額は対前年度220万円増の3,942万円となりました。不納欠損額、収入未済額はありません。

6項1目都市計画税であります。収入済額は対前年度7.9%、額にして550万円減の6,439万円となりました。現年分収納率は前年度比0.6ポイント減の96.1%となりました。

ここまでの6税目における現年課税分の収納率は、前年度比0.3ポイント増の98.0%となりました。滞納繰越分の収納額は対前年度1億2,512万円の減額となっております。現年課税分と滞納繰越分を合わせた収納率は、前年度比較0.2ポイント増の84.1%となりました。去る7月31日、個人県民税の収納率が3年連続向上したことから、新潟県知事から感謝状を頂戴いたしました。新潟県地方税徴収機構に参加し、新潟県職員から直接徴税技術等の指導をいただいたことが、この成果にあらわれたものと考えております。機構につきましては、本年度が最終年度となっておりますが、3年間の再延長を強くお願いしているところです。今後も納付の遅れている方に対しては、早期からの電話等による催告を行い、滞納の発生を未然に防止することを基本としつつ、滞納繰越分については納税相談をこまめに実施するとともに、財産調査等にも力点を置きながら税収確保と滞納繰越額の縮減に向けて取り組んでまいります。以上で1款市税の説明を終了いたします。総務部長と交代いたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは19、20ページの最下段になります2款の地方譲与税からご説明を申し上げます。まず1目地方揮発油譲与税でございます。地方揮発油譲与税法というものがございまして、市道延長と面積によって案分して譲与されるものでございます。決算額9,829万円でございます。昨年度より152万円ほど減となっております。

21、22ページをお願いいたします。自動車重量譲与税でございます。これも税として収入されたもののうち、1,000分の407に相当する額を市道延長と面積により案分して譲与されるものでございます。2億2,343万円ほどの決算でございます。前年度からは1,237万円の減でございます。まだエコカー減税もある影響も出ているのかなとは思いますが。

3項地方道路譲与税、3円という部分です。平成21年からこの税の名称は、1目で話しました揮発油税のほうに変わっておりますが、その時点でのまだ残分が3円ほどありまして、譲与されたものでございます。

3款1項1目の利子割交付金については、総括のほうでご説明させていただきましたので省かせていただきます。

4款1項1目の配当割交付金についても、額それから伸びている事由については申し上げましたので省かせていただきます。

次のページをお願いいたします。5款1項1目についても同様にさせていただきたいと思っております。

6款地方消費税交付金でございます。地方分の2分の1が人口と従業者割りで交付されるものでございまして、決算額5億8,978万円、前年度比較507万円減でございます。今年度は消費税率が改正されました。その配布月によってまだ即、影響が出ませんが、来年度の部分でどういう格好になるかは、また地稅計画を見ながら推定していければと思っております。

7款1項1目自動車取得税交付金についても総括の説明と同じでございますので、省かせていただきます。8款についても同様でございます。9款についても地方交付税が増えた事由等についてもご説明させていただきましたので、ここでは省かせていただきたいと思います。

す。

10 款交通反則金についても交通事故発生件数・・・の反則金の部分で、改良済道路延長などの割合で交付するものでございます。32 万円ほど増の微増でございます。885 万円の決算でございます。

第 11 款分担金及び負担金でございますが、1 項の分担金 1 目の備考欄、林道整備事業分担金でございますが、ほぼ前年並みでございます。45 万円でございます。2 目の土木費分担金では融雪施設維持費、補修費部分で増がございまして、前年度比較で 295 万円増えて 2,650 万円の決算でございます。

27、28 ページをお願いいたします。昨年度新設された 3 目の災害復旧費分担金でございます。備考欄の記載の分担金で、前年度比較 205 万円減の 75 万円でございます。2 項の負担金でございますが、1 目の民生費負担金では保育園入園費負担金などの減で、前年度比較 1,058 万円減の 5 億 816 万円の決算となりました。収入未済額が 2,464 万円となっております。保育園の入園費負担金が主なものでございます。2 目の教育費負担金は前年度並みでございます。

最下段は第 12 款使用料手数料でございます。1 項使用料の部分であります。2 億 72 万円ほどの収入でございまして、ほぼ前年度並みの収入でございます。ここにある 1 目の総務についても前年度並みのものでございます。

29、30 ページをお願いいたします。2 目の衛生使用料、3 目労働使用料もほぼ前年並みでございます。収入未済額は保健衛生使用料の部分での未済部分でございます。3 目の労働使用料は前年並み、4 目商工使用料では、観光交流拠点施設、道の駅のところの使用料の増で 61 万円ほど増えております。378 万円の決算でございます。5 目土木使用料は前年並みの 9,640 万円の収入でございまして、主なものは 4 節の住宅使用料 8,263 万円ですが、収入未済額といった点で、前年度比較で 96 万円増、1,519 万円となっております。

31、32 ページをお願いいたします。6 目教育使用料でございますが、ここにある節区分、全体的に減になっておりまして、69 万円ほど減となって 1,292 万円の収入でございます。

2 項手数料でございますが、1 目の総務手数料はほぼ前年並みでございます。

33、34 ページをお願いいたします。民生手数料は居宅介護予防手数料が増となっております。124 万円増の 1,825 万円の決算となりました。3 目衛生手数料ではし尿汲み取りの手数料が前年度に引き続いて減となったものの、可燃ごみ処理手数料のほうが増となっております。前年度比較では 541 万円増となりまして、2 億 6,474 万円の決算額でございます。また、し尿汲取手数料のほうで 84 万円の収入未済額が発生しております。4 目農林水産業手数料は、前年度に引き続いて家畜の診療部分は減となりましたが、家畜人工授精部分での増があり、前年度比較では若干増となっております。1,971 万円の決算でございます。

35、36 ページをお願いいたします。5 目の土木手数料では若干増でございます。6 目消防手数料も危険物施設の検査手数料で 35 万円ほどの増となっております。7 目教育手数料は前年同額でございます。

13 款は国庫支出金であります。1 項 1 目民生費の国庫負担金でございまして 15 億 8,995 万円、前年度に比べて 2,871 万円の増でございます。主な増額部分といたしましては、備考欄上から 2 行目の生活保護負担金で 541 万円の増、2 節の児童福祉費、2 行目になります保育園運営費負担金でございます。これは私立保育園に係るものでございまして、2,714 万円の増となっております。

めくっていただきまして最上段の備考欄、児童手当は子ども手当から移行したものでございます。2 目災害復旧費国庫負担金でございますが、前年度の繰越明許分の減がございまして 7,974 万円の減となります。収入未済額も 1,937 万円は、備考欄記載のように明許及び事故繰越させていただき部分でございます。

2 項は国庫補助金でございます。1 目民生費でございますが、前年度比較では 3,053 万円減となりました。主な減額部分といたしましては、1 節社会福祉費の部分で巡回専門員整備事業というのがございましたが、それが制度の改正でここでは皆減となっております。373 万円の減となります。2 節では次世代育成支援対策交付金これも皆減がございまして 3,010 万円の減でございます。2 目の衛生費国庫補助金でございますが、感染症予防事業費の部分の補助金で、前年度比較 168 万円の減となった決算額でございます。

めくっていただきまして 39、40 ページをお願いいたします。3 目は土木費国庫補助金でございます。この補助金は補助金名でいいますと、社会資本整備総合交付金を主体としておりまして、国の経済対策補正予算による前倒しで、平成 25 年度現年分は減となりましたが、前年度の繰越明許分の増で比較 2 億 6,796 万円増の 8 億 5,791 万円の決算額となりました。収入未済額は道路橋りょう費における道路改良等の繰越明許分でございます。

4 目教育費の国庫補助金は、8,819 万円でございますが、8,362 万円前年度比較で減となっております。減額の主なものは、1 節中学校費の部分で六日町中学校の耐震補強事業が完了皆減、それから次の 41、42 ページをご覧くださいと思いますが、5 節のほうで特別支援学校費の大規模改造及び新增築補助金が皆減しております。合わせると 1 億 2,400 万円ほどの皆減となっているところでございます。収入未済額は小学校費で、大規模改造事業の繰越明許分でございます。

そのまま 41、42 ページで 5 目の消防費国庫補助金でございます。耐震性の貯水槽建設をしているところですが、その部分の前年度繰越明許分でございます。6 目総務の国庫補助金は、先ほどから幾たびか出る地域の元気臨時交付金の皆増でございます。

3 項委託金でございます。ここの部分は総括でも申し上げたとおり、外国人登録事務の皆減はありましたけれども、国民年金事務等取扱数の実績により動くものでございまして 162 万円ほどの減でございますが、内容的にはそのほかに変わるところはございません。

それから 43、44 ページをお願いいたします。2 段目のところでございますが、14 款の県支出金でございます。1 項県負担金 1 目民生費の県負担金では、6 億 5,850 万円の決算額でありまして、各節の増減それから災害復旧費豪雪対応の部分でございますが、そこが皆減となりましたが、トータルとしては前年度とほぼ同額の決算となっております。2 節の児童福

祉費は先ほど申しました、子ども手当等負担金の移行部分でございます。

45、46 ページをお願いいたします。3 目の衛生費県負担金は、皆増になっている部分でございます。2 項は県補助金 1 目の総務費の部分では、総括でも申しあげました市町村合併特別交付金が増となっております。前年度比較 6,084 万円の増、1 億 4,734 万円の収入でございます。2 目の民生費の部分では、1 節社会福祉費で介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の増によりまして、2 節で児童福祉安全こども基金事業が減となりましたが、前年度比較では 1 億 1,011 万円増の 4 億 5,902 万円の決算でございます。また、児童福祉費の部分で、安心こども基金事業の部分で 388 万円を明許繰越させていただいているところでございます。3 目衛生費の部分でございます。HPV ワクチン等の接種部分が皆減となりました。よって、前年度比 3,744 万円減の 4,611 万円の決算でございます。

めくっていただきまして 49、50 ページをお願いいたします。4 目労働費の部分でございますが、備考欄に書いてある雇用創出特別基金事業の減 2,948 万円で 5,258 万円の決算でございます。

5 目農林水産業費の部分でございますが、災害復旧部分の関係で平成 25 年度も 2 億 7,090 万円の増があり、14 億 8,682 万円の決算でございます。増額の主なものは 1 節の農業費、めくっていただきます 51、52 ページの最上段、備考欄 1 段目に戸別所得補償で 4,478 万円の増、その下、2 節の林業費では備考欄下から 2 行目の森林・林業再生基盤づくり交付金 5,446 万円は、図書館に係る部分でございますが皆増でございます。3 節農林災害の部分では、事故繰越部分が増となっております。1 億 2,461 万円増の決算でございます。林業費部分の収入未済額でございますが、林道の開設工事及び治山工事など明許繰越させていただいたものでございます。次の災害復旧部分の収入未済額も翌年度繰り越し部分でございます。

6 目商工費の部分でございますが、観光基盤整備事業のほうで 143 万円ほどが皆減となりましたが、消費者行政活性化部分で増となっております。総体的には 51 万円増の決算となりました。

めくっていただきます、53、54 ページをお願いいたします。7 目土木費でございます。ここに記載はないんですが、河川費の小規模急傾斜地崩壊防止事業というのが、いったん事業部分のところ完了して 2,246 万円減となっております。決算額としては 241 万円でございます。ここの 2 節のほうの河川費は今ほど申しあげました事業の繰り越し、また翌年度へ繰り越しさせてもらう部分でございます。

8 目教育費の部分であります。社会教育費で備考欄に記載の事業が皆増となったものでございます。9 目消防費はこれも総括で申しあげましたが、国の経済対策、補正予算に対応いたしまして、Jアラート情報の自動配信装置整備に係るものでございます。前年度の繰越明許として実施させていただきました。

3 項委託金でございます。1 目総務費の関係では 1 億 2,939 万円の決算で、3 節の選挙費の減を主とするものでございまして、2,353 万円の減となっております。中段の 2 目民生費、社会福祉費の部分では、国民基礎調査事務委託が皆増となったものでございます。3 目の衛

生費では備考欄記載事業の皆増でございます。4目の農林水産業費は前年度並み、5目土木費の部分では道路橋りょう費で、備考欄、県道歩道除雪の部分、降雪の関係もありまして193万円減となった決算でございます。

57、58ページをお願いいたします。6目の教育費でございます。石打丸山シャンツェの管理委託金の部分298万円の減となっております。学校教育費の部分は平成25年度新規皆増でございます。

その下、4項県貸付金は、地方産業育成資金でございます。前年度比較1,500万円の減で6,000万円の計算でございます。

その下、15款は財産収入でございます。1項1目財産貸付収入でございます。6,553万円の決算でございます。1節土地では県営住宅、越後ワイン、コパルさん、それから2節の建物ではヤマト運輸さん、郵便局さんなどの部分でございます。

めくっていただきます、59、60ページをお願いいたします。今度は財産の貸付収入でございます。3節の施設貸付収入は昨年度と同様でございます。光ファイバーケーブルIRU契約の基本料でございます。2目の利子及び配当金では、1節の備考欄中段の合併利子基金は517万円減となっておりますが、2節の備考欄、債権等売却差益が1,038万円前年度比で増となっております。222万円ほど決算の部分で増となっております。3目その他財産運用収入は、総括説明で申し上げたカーボンオフセットの部分でございます。

2項は財産売却収入でございます。1目の不動産売却収入は、2,224万円の決算でございます。土地につきましてはこれも総括で申し上げました浦佐幼稚園跡地、天王町国有地の買い戻しの部分、1億1,813万円の減でございます。2目の物品売却収入は、ロータリー除雪車などの売り払いでございます。490万円でございます。

16款寄附金に移ります。総括説明で申し上げました内容で290万円をありがたく頂戴いたしましたものでございます。

めくっていただきます63、64ページでございます。17款繰入金でございます。第1項は特別会計繰入金でございます。次項の65、66の上段までわたっておりますが、それぞれの部分の目の特別会計の前年度の精算分として繰り入れられたものでございます。2目の介護保険、4目の城内診療所、5目の下水道の3特別会計で、前年度比較5,230万円減の6,493万円でございます。

次が2項の基金繰入金でございます。1目の財政調整基金をはじめまして、4目の基金これは次ページにわたっておりますが、それぞれについての繰入金でございます。合計は前年度に比べ財政調整基金ほか2基金で、収入済額のところにゼロとなっておりますがその部分の減で、前年度比較3億8,836万円の減で1億1,614万円の決算でございます。

65、66ページのほうをお願いいたします。中段、3項欠之上財産区の繰入金でございます。これも総括説明で申し上げました、欠之上の集会所の駐車場の拡幅（当日訂正発言あり）に伴う欠之上財産区からの繰り入れでございます。

18款繰越金では、純繰越金が8億6,514万円、2節では繰越明許、継続費などの繰越事業

充当分でございます。1億3,534万円で10億75万円の収入となっております。

67、68ページをお願いいたします。19款の諸収入でございます。1項延滞金、加算金過料の1目延滞金は、前年度は大口の部分というのがございまして、今年度は前年度比較で4,986万円の減で2,161万円、2項の預金利子は国債等の利子でございます。

3項貸付金収入は1目の障がい者住宅整備資金貸付金元利収入から、71ページ、72ページの上段の7目の基金でございますが、人にやさしい住居づくりでございますか、それぞれの貸付金収入に対する元利収入でございます。合計で1億6,103万円ほどの決算でございます。

そのまま71、72ページをお願いいたします。下段のほうは4項受託事業収入でございます。総務費の部分は無投票でございましたが、五城土地改良区の総代選挙に係る収入でございます。2目の民生費の部分は、備考欄にある収入で前年並みのものがございます。3目の衛生費、新市立病院整備事業では3億8,806万円の大幅な増でございます。ここでは継続費繰越を5億5,639万円もお願いさせていただいたところでございます。次の4目農林水産業費から次ページ73、74、6目の教育費の部分までは、この備考欄それから収入済額に書いてある部分で、前年度と比べても大きなかわりのある部分ではございません。

それから73、74ページ、6目の教育費受託、教育の部分につきましても、この備考欄に書いてある学習指導センター、2節の小出特別支援学校給食の部分まで、前年度と内容部分で大きな動きはないところでございます。次の7目広域行政受託収入でございます。今のところ制度とか業務の協定関係で大きな動きはございません。1節は湯沢町さんからの受託分で、備考欄記載の業務に係る収入でございます。5億9,646万円の決算でございます。

めくっていただきます、75、76ページをお願いいたします。2節はただいま申し上げました湯沢町さん以外の部分での備考欄記載の業務に係る受託収入でございます。

次の段、5項の雑入ですが、それぞれの収入金について備考欄に記載されております。次の77、78ページからずっといって85、86ページの上段までが雑入部分となっております。大変多くのものでございますし内容的には直接的にわかる部分ですので、大変恐縮でございますがここでは不納欠損額、それから収入未済額について説明をさせていただいてほしいと思います。

まず76ページの3目の雑入の一番上のところでございます。不納欠損額で312万4,551円というものがございまして、これは本年、議決もいただきまして債権放棄をさせていただいた六日町総合福祉センターの示談金に係る部分の欠損部分でございます。

ずっとめくっていただいて79、80ページをお願いしたいと思います。雑入、民生の部分でございます。収入未済額は988万円ほど発生しておりますが、ちょうど備考欄の中ほど緊急通報体制より下、生保63条の返還金、その下、滞納繰越分1つとんで生保78条の費用徴収金の部分でございます。

それからめくっていただいて81、82をお願いしたいと思います。ここの中ほど5節農林水産業の雑入でございます。1,452万円が未済額となっておりますが、県営事業協力金の繰

越明許部分ほかの未済でございます。同じく 82 ページの一番下、土木雑入で 555 万 4,348 円の未済額がございますが、これにつきましては十二沢の改修事業の物件補償の繰越明許分ほかでございます。十二沢に係る部分が 550 万円、公営住宅の雑入で 5 万円ほどがあるものでございます。

それからめくっていただいて 83、84 の 84 ページ下段側、収入未済額の欄、教育雑入で 259 万円ほどの未済額がございます。これにつきましては給食費の実費徴収金でございまして、滞納繰越分を含むものでございます。

めくっていただきまして 85、86 ページをお願いいたします。下段側 20 款の 1 項市債でございます。1 目合併特例債の 31 億 2,910 万円をはじめといたしまして、次の 2 目の総務債からめくって、めくっていただいて、89、90 ページの部分の消防債まで 51 億 3,720 万円の起債による収入でございます。昨年度に比べますと 9 億 9,230 万円は何度も申しますが、合併振興基金の積み増しによります合併特例債の減を主としております。他の収入未済額に全ページのほうから記載されている起債の部分がございまして、これにつきましては繰越明許分 5,460 万円、継続費繰越分 360 万円の計、5,820 万円を翌年度に繰り越しさせていただいたものでございます。

以上、ご説明しました内容から収入済み総額 356 億 7,021 万 8,740 円、不納欠損額 6,868 万 6,286 円、収入未済額 28 億 9,118 万 749 円の決算でございました。以上で歳入の説明を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 3 時 30 分といたします。

[午後 3 時 12 分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後 3 時 30 分]

○議 長 歳入に対する質疑を行います。質疑をする際はページ数を示して発言をお願いいたします。8 番・山田 勝君。

○山田 勝君 ページ数でいえば 28 ページの一番下、使用料になりますか。何度も伺ってきました上の原高原体育館これの使用。本来は使用料そのものが発生していたんではないかなど。ただ、当面は減免しているということで、平成 25 年度 1 年間仮に収入されたとすれば、どれぐらいの金額になっていたんでしょう。それが改築後、5 年たちます。いまだに軌道に乗っていないという状況で、去年市長は平成 25 年度をもって方向が出なければ考えるという話がありました。その後いかがでしょう。

もう 1 点、同じところではありますが、普通財産の、市内いたるところに市の土地があります。そこのところを民間の方が自由に使っている部分があるように思います。その辺の管理、もし使っているようであれば、ちゃんとそこで使用料というものを契約して徴収すべきではないのかなど。そういった管理の面も含めて伺いたいと思います。以上、2 点お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 F I V B の件であります。本来収入があったとすればどのぐらいだった

かというのは、ちょっと私はわからないので、もしそっちでわかったら。それは本来出ないのだよな……（何事か言う者あり）今ですご承知のように、当分の間ということでありますので、本来入ったとすればというのは、ちょっと私が今ここですぐ頭では出ませんので、もし担当でわかればですが。

それから、この運営でありますけれども、平成 26 年度ようやく今トータルで大体千二、三百人でしょうか、誘致してご利用いただいております、平成 26 年部分では若干でありましようけれども何とかできるのかなと思っておりますので、先がようやく見え始めてきたというところであります。

利用のその詳細というのはどこかにあるのかな——平成 26 年分のね。担当というか主宰をされる方には、平成 26 年で結果が出なければ、簡単に言いますと賠償も含めてきちんと清算をさせていただき意向でありますということを、平成 25 年末から申し上げておまして、平成 25 年度分からもずっと入っているのかもわかりませんが、日にちや利用者数等につきましてはまた担当のほうで申し上げます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 F I V B の体育館の件でございますが、仮に平成 25 年度ということですが、今、手元に資料がございません。試算をちょっとしておりませんので、後ほどお答えをさせていただきます。

なお、使用の関係につきましては、今ほど市長から話がありましたけれども、一部この平成 26 年の 1 月からになりますけれども、ようやくまた利用者が出てきたということで、8 月までの間におよそ 22 団体ほどになりましようか、延べにしまして一応 1,500 人程度の利用があるということでございます。そのうちの 9 割以上は地元、上の原地区あるいは市内のほうに宿泊をしているという現状でございます。以上でございます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ちょっと具体的な箇所がわからないので直接的にお答えになるかわかりませんが、通常、宅地的な部分とかあとは預かり財産、もとは地元の所有地であったところにつきましては、やはりそれを管理しないといろいろな面で支障も出たりします。使う際には行政区なりその団体と申しますかと、使用貸借なり賃料を払った契約のもとに使用管理をいただいている部分もございしますが、恐らく今言われているのは道路改良等で残った残地の部分が普通財産としてかなりの数あるのかと思います。そういった面まで部分での管理が行き届いていない部分もあるかなと、今、山田議員さんのほうから言われたときに思い立ったような次第でございます。

通常で近隣が宅地であったり農地であっても、個人としても境それから草なり、何なりにしても管理のほうはきちんとできるような格好で管理をしていますが、道路の残地部分については、土地としての把握はあるのですが、管理までまだ徹底していない部分があるかと思っておりますので、例えば不公平が生じたような使用方法が出ることがないように、また管理のほうを詰めていきたいと思っております。以上でございます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほどの使用料の関係でございますけれども、当初私の記憶では、多分月三十五、六万円程度ですから年間にして 400 万円ちょっと四百二、三十万円程度になっていたのではないかと考えております。大体そんな計算で、月々三十五、六万円が年間四百二、三十万円というところでございます。以上です。

○議 長 8 番・山田 勝君。

○山田 勝君 今ほど市長がそう言われまして、それで利用状況もちょっと調べさせてもらいました。ほぼ高校生ですね。とても国際バレーボールというレベルの使用状況ではないのですね。そして、特に夏休みの 1 か月なりその近辺、春休み、それから正月休みとそういったところに集中してしまっていて、利用のもと、発端はどうも民宿の方々ではないかと思われるのです。そして民宿の方々はその体育館を使うときに、使用料を払っているのですよ。でありながら、今、F I F B の団体からは市は利用料をもらっていないという状況になっています。

そうしますと、これだけの年数このまましておいたということは、ある意味ある方向で見ればこれは 1 つの団体に対する利益供与みたいな形になってしまっています。本来であれば体育館を管理するという名目で、じゃあ使用料を取ってもその使用料の中で管理してもらう分であればいいですよ、ということであれば本来のあり方なのです。けれども、今の状況ですと、本来そこから家賃が上がるはずのところを、何年もこうやっておくということには、非常に私は疑問を感じるころですね。

何回か市長にも話をしたことがあります。そして去年の段階では、平成 25 年度の末をもって方向がでなければ、もう打ち切りも考えているというようなこともありました。そういうことで、もうここまでくると、地元に戻して本来の市の財産としての使い方に戻ってもいいのではないかとというような気がしたもので、ここでちょっと発言させてもらいました。

それからもう 1 点の一般土地の部分ですけれども、私、個別の部分なので個別にまた話に行きますけれども、ある部分はある企業さんが駐車場としてもう楽々と使っている部分もあります。やはりこの財産を使っていただくのはいいんですけれども、やっぱりそれなりの管理と貸借の契約なりをきちんとやっていただいて、そしてできれば使用料として入ってくるという、これが一番の自然の姿だと思います。個別的にはまた行きますけれども、ぜひ管理をお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 山田議員のその本来、国際バレーボール連盟——これは国際バレーボール連盟の公認を得たということでありまして、何も国際的なバレーボールだけを主眼にしたということではないわけでありまして。でき得れば日本のバレーボール界の底上げにつなげたいと、ここから始まっているわけでありまして。

そして、高校生ではないかと。確かに高校関係が多いと思います。これはですから 1 月からもう発生し始めたわけでありまして、そういうことで 1,500 人くらいの利用があるとい

うことですから、平成 26 年度分の部分になれば、その使用料をもし民宿の方からいただいているとすれば、それは当然我々のほうに F I V B のほうから使用料なり何なりでいただかなければならないわけでありますから、それはきちんと精算をしていきます。

私が先ほど申し上げましたし、議員にも去年の決算ですかに申し上げたとおり、もう方向性が平成 25 年度で見えないということであれば、先ほど触れましたように違約金的なものも、損害賠償的なことも含めて精算をさせていただきますと、これはご本人に直接おいでいただいたときに申し上げて、それでその結果から今これだけ利用者数が出ているということになります。

それから、これはあの最終的にはインド政府の意向で中止になりましたけれども、インドのナショナルチームの誘致が、一応インドのそのナショナルチームとの間では成立しまして、私のほうからもインド大使館宛てに招聘書といたしますか、それを送ってあったんです。アジア大会に向けて 1 週間の合宿ですね。ところが、インド政府が資金的な面で日本にまで行ってやる必要はないとか資金が調達できないということで、直前に中止になったという経過もあります。

ですので、成果は高校生であろうが国際チームであろうが、徐々にそういう形で出てき始めておりますので、これはまあ、もうしばらく様子を見させていただきたいと思っております。

今思い出しましたけれども、月 30 数万円、年にして 400 数十万円というのは、あそこに投資した二千数百万円だったと思うんですけども……3,000 万円か、4,000 万円ですか。これを何年か 5 年なりあるいは 7 年なりのうちで、きちんと投資分を回収しようということで確かその契約をしたんです。当初はですね。しかし、いろいろの情勢の中で、スポンサーがだめになったとかということがあって、しばらくの間、様子を見させていただきますと、こういうことでやっております。

例えば今あれをお返しいただいて、市が管理をして民宿の皆さん方から使ってもらったところで、特に今、民宿の皆さんもそういうことでどんどんとようやく使い始めましたので、何ら変わる部分はありませんのでもう少し様子は見させていただく。ただ、いよいよだめだというときの違約金を含めた賠償金的なことは、これは当然請求させていただかなければなりませんし、清算させていただくつもりであります。

それから、今の土地の利用の分ですね、議員がここで具体的なことは言えないけれども、これはやはり言うていただかないともう答弁ができませんから。どここの土地で誰が使っているなんて言わなくていいですから、言うていただかないと答弁もできませんし、後で議員はこちらに聞けばそれでいいやと言ったって、みんなが聞いているわけです。そう言われますと何かこう疑念が残って非常に後味が悪いので、ちょっとやはり具体的なことをおっしゃっていただかないと、変な形ですけれども後がどうもすっきりしないということがあります。ぜひともおっしゃっていただいて、それについてはお答えをしますのでよろしく願いいたします。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 ちょっと個別の名前というかは……（「だったら質問しないでもらいたい」と叫ぶ者あり）いやいや、多分ですけれども、多分というかしっかり面積だとかそこまで把握していないのですけれども、市の駐輪場部分その一部、雪で壊れてそのままになっていた。その空き地の手前に水路があるのですけれども、そこに側溝のふたをしてもう楽々と、ある企業の人たちのお客さんの駐車場になってしまっているのですね。

そういうところもありますし、正直、公園関係でも、使用料とは関係ないのですけれども、草がひどいところもありましたのでそういう管理はどうされているのか。あわせて使用料というところで今話をさせてもらいましたけれども、場所を言ったほうがいいですかね。

〔「何か後がすっきりしないですからね、みんなが聞いていて」と叫ぶ者あり〕

○山田 勝君 はい。浦佐駅の何公園というのかな、17号線わきにあるホテルのわきの駐輪場です、という具体的な場所です。

それとF I V Bにつきましては、じゃあ、きっちりともう方向を出していただいて——年数ですね。いつまでにという方向を出していただいて、やはり地元の方が使い勝手のいいようなものに、もしだめなときはどんどん展開を変えていっていただきたい。そのほうがまた観光誘致的なものもできますのでそれも念頭に置いて。それで、4,000万円という税金を5年前に入れてそのままになっているというのが、どうもすっきりしないなと思ったので、ここで発言させてもらいました。

○議 長 総務部長。

○総務部長 場所は大和区域の方もいますので、ここかなと私もあるのですが、実態をよく調査した上で対応をさせていただきたいと思います。以上です。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 1点お願いします。ページで言いますと19、20ということですが、入湯税です。入湯税というのは目的税ということですが、これだけをいただきましたと。じゃあ、どういうところに配分をして使っているのか、ここについて教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 入湯税あるいは都市計画税等についての目的税についてはそういう議論があるところではありますが、当然ですけれども入湯税でありますから温泉施設からいただくわけです。そこで何に使っているかといいますと、全体的にはもう観光の誘客あるいは整備こういうことに使わせていただいております、入湯税のお金に色がついてどこにいつているというのはちょっとわかりません。観光全体の中で使わせていただいております。とてもこれで足る観光振興の部分ではありませんので。

都市計画税も同じです。6,000万円、昔は1億2,000万円、いただいていたのは、ほとんどが都市計画事業をやった際の起債の償還分に使われているわけです。

ですから、どこへ色がついていったといわれても、いわゆる商工観光の中の観光振興、あるいは観光施設整備の中に入っているといっているとご理解いただければありがたいと思います。

割合とそうです。必ずこのことに使ってくれという指定寄附みたいになってあれば、そのお金がここへこういうふうに入りましたというのはきちんと明示できますけれども、じゃあその観光の宣伝のためにこの入湯税部分が幾らだとか、施設整備のために幾らだとかという色分けはとっておりませんので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 多分、入湯税については観光のほうもそうでしょうし、いろいろな起債の償還などにも使えるような書きたてになっていたと思います。観光のほうとそれから多分焼却場のほうにもいっていると思いますので、その辺でどういう振り分けになっているかを、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 一応決算、予算上では区分けをしておりますので、その数字をお知らせいたします。環境衛生設備こちらのほうはごみ処理場の借入金の償還等ですけれども、こちらのほうに2,100万円程度、それから消防設備の借り入れ等につきまして1,200万円程度、それから観光施設の整備こちらのほうが110万円ほど、それから観光振興のほうに約500万円という内容になっております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 3点お願いします。ただいまの20ページの入湯税ですけれども、私の記憶だと多分当市は入湯税の税額は120円だと思うのですけれども、県下は多分大体150円ぐらいになっているのじゃないかと思いますが、市民が利用するについては120円のほうが利用しやすいというのもあるのですけれども、観光客目当てということになれば、ほかのところが150円になっていればうちも150円でもいいのかなというような気もします。30円上がれば多分1,000万円ぐらい違いますので、そこら辺、120円にしている理由と伺いますか、そこら辺の市民のためとそういうのがあったらそれで結構ですけれども、そこを教えてくださいというところ。

72ページ一番上に人にやさしい住居づくり資金貸付金元利収入というところがありますけれども、80万円未納ということになっていまして、去年もあったんと思って去年を見たら、去年の決算書に前の年にもあるということになっていて、ずっとたどって行って平成20年ぐらいまでたどったら、ずっと80万円が残っていますよね。これメモによると1名だそうで、平成22年の決算のところの私のメモによると資力はあるけれども、所在不明というようなことで書いてありました。私のメモの違いかもしれませんけれども、それがこの五、六年くらいですかこのままになっているわけ、その取り扱いをどうするのかというところをお願いします。

次、いいですか、80ページです。これも前に聞いたのですけれども、生保の63条、78条の関係です。そして、収入未済額が今の説明で988万円、それは生保の63条、78条ということでありました。78条であるとこれは不正ということになりますので、これが全部不正ということではないでしょうし、どのくらいあるのかというところ。そしてまた63条ということ

は、資力はあるけれども、応急的に立てかえていたというか多分そういう部分だと思うのですけれども、それが 988 万円残っている。それはそれぞれの都合があるのでそういうことになるのでしょけれども、その辺の事情といいますかをちょっとお知らせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 入湯税につきましては、上げられるという状況があるとすれば、これは上げて私も構わないと思っておりますが、ここ近年のこの経済状況、あるいは温泉客の入込状況等を見まして、値上げをして例え 30 円といえどもやっぱり非常に敏感でありまして、今のところはその 120 円でいこうやということですとできております。状況が改善をして、上げられる環境が整えば、市民の皆さん方のことは別にしても、上げられるのであれば上げていきたいとは考えております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 項目目と 3 項目目については当方で答弁申し上げます。2 番目の人にやさしい住居づくり資金貸付金の関係ですけれども、議員ご指摘のように平成 19 年と 20 年度の関係ですけれども、一部償還をしていただきました。20 万円掛ける 4 回ということで話をさせてもらいまして、いろいろ文章等も送ってあるのですけれども、本人がちょっと体調を崩されて入院されたりということで、すぐには返せないような状況が続いております。

再三、いろいろな方法で通知を差し上げているのですけれども、本人からの連絡がないということになっております。今、自宅で生活をされております。いろいろと今年度に入ってからご家族、親類の方とも相談をしているのですが、本人の健康状態、財政といいますか経済状況がありまして、なかなか前に進まないというような状況です。今のところちょっと難航しておりまして、これはいろいろな方法も考えながら、ちょっと対策を講じていきたいと思っております。

3 点目の生保の 63 条と 78 条の関係です。その内容につきましては議員、ご指摘のとおり資力があっても一時的に生保の対象になりましたが、その後返還がないというようなことです。78 条につきましては不正の手段によって、生保の手当を受けたということの内容です。まず、63 条の返還金につきましては、現在未済額が 269 万 9,000 円ということです。これは 3 人分でありまして、そのうちの 1 名の方につきましては、本年 6 月に 189 万円を完済していただきました。残るうちの 1 名につきましては、平成 25 年度から分割納入中でありまして、残額が 22 万円だったのですけれども平成 26 年度に 9 万円を納入済みということです。残る 1 名の方につきましては、土地がありましたので、それを売却する予定だということでその売却後に 58 万円程度になりますけれども納入予定ということです。

それから、過年度の 63 条につきましては、未済額 580 万円と、これは対象 10 人になります。2 名分につきましては、いろいろ事情がありまして手続が遅れたということがあったのですけれども、今、請求書等をお送りしまして納入をお願いしているところです。そのうち 2 名につきましては定期的な支払を約していただいております。平成 25 年度中に 6 万円、それから平成 26 年度中に 17 万 5,000 円を支払い済みということで徐々に減っておりますが、

全ての方についていろいろな事情があることから、なかなか進まないという状況になっております。

それから、78条につきましては、未済額が131万円ほどになります。対象者が4人ですが、いろいろ徴収をいただいて当初は11名だったのですが、その中から徴収をして今のところ4人残っております。そのうちの2名につきましては、これは80万円ほどですが、毎月少額を返済中です。完済までには5年、それから9年ほど要するという状況です。ほかの2名分につきましては、お願いをして分割納入を約束しているのですが、いろいろと行方不明になったりという状況がありまして、進まないような状況になっております。

ちょっとこれらの方につきましては、納入を約束して着実に納めていただいている方もおりますけれども、経済状況それから健康状態とさまざまな方があります。遅々として進まないのですが、これにつきましても粘り強く交渉しまして、方法等につきましても相談に乗りながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 では、後ろのほうからしますけれども、63条の部分は資力が当時あったとしてもいろいろな事情で、そういう事情で努力をされている、それは私はそれで結構だと思います。けれども、問題は78条で4名で131万円、これはやっぱり不正ということですので、これは厳しくやられるのでしょけれども、やっぱり厳しくやっていただきたいと思います。

次がその72ページの人にやさしい住居づくり資金の関係です。私のちょっと勘違いがありまして、所在不明ではなく、いろいろコンタクトをとりながらやっているけれども、相手様の事情があるということです。私は所在不明だったらこんなに長く放っておいていいのかという気持ちもあって質問したものですから、そういう取り組みがあるのであれば、これはこれでまた引き続きやっていただきたいと思います。

あともう1点が入湯税ですが、多分これは私の勘違いだとあれですが、県下で120円というのは当市だけで、あとは150円ですよね。市長おっしゃるように、市民の方は別に、観光客150円でも対応できるのであればというようなお話でしたけれども、ほかのところで150円をやっている、当市では120円であるから観光客が集まるということであれば、それはまた結構です。けれども、その辺を十分やっぱり調査といいますか検討をしてもらいまして、30円上げるだけで1,000万円違いますので、そこら辺はきちんとした形で対応していただきたいということをお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 入湯税につきましては調査をしながらということです。ただ、これは30円上げて単純に1,000万円ということではないんです。我々が温泉施設に展開したとかというのは全部入っていますから。観光客でこの入湯税のうちのどのくらいを納めているかというのは、私はそう多い額ではないような気がしているのです。我々です、市民。お風呂に入らなくて宴会に行けばそれは入りますから。ですので、その辺も詳しく調査をしながら、上げられるものであれば我々も上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 75、76 ページの原子力損害賠償金というところですけど、具体的にこれは原子力による何に対する賠償金で、この 1,842 万 5,000 円の計算をした根拠を知りたいんです。それはなぜかという、これが今後何かしら起きたときに変化する金額なのか、それともこのまま固定のものなのか、その点も含めて教えてください。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、この内訳のほうをご説明いたします。主なもので申し上げますと、廃棄物対策関係の今年期の改造費これが約 1,000 万円、それから加湿飛灰粉碎機賃貸料これが約 230 万円、それから加湿飛灰処理の委託料 120 万円程度ということで、廃棄物対策関係のほうは約 1,700 万円。それから、総務関係のサーベイメーターの購入が約 110 万円、それが大体主なものです。ほかに若干職員の人件費、それから検査費用等もありますけれども、そういう内容になっております。

費用が固定化されるかどうかという部分ですけども、実際にかかったお金で東電のほうで対象になるものという形で請求しておりますので、この金額がまた変動するということはないと思います。以上です。

〔「わかりました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、60 ページ、市有地の売り払いというところでお聞きをしますけれども、決算資料では 4 件、2,260 平米ということでありましたが、この財産に関する財産台帳のほうの普通財産の中で「売却」と出てくるのが、3 か所、大体 1,200 平米ぐらいでしょうかでしたので、この辺であとどの辺を売り払ったのかなということと。

それから、74 ページ、湯沢町との広域の部分での消防業務の受託でありますけれども、これに関連してです。消防庁舎新築ということで、訓練棟のほうの完成が平成 26 年度にかかったわけでありまして、建設費の総額が幾らで、そのうちこれぐらいまでが湯沢町さんから負担をさせていただいたと。今まで確か湯沢町さんとの負担割合でいくと、不交付団体であったということで非常に多く負担をさせていただいていたのですが、最近湯沢町さんが交付団体になったというところで、負担率もちょっと下がってきたという部分もありました。実際問題、消防庁舎建設の費用全体の中でいったいどのぐらい湯沢町さんからご負担をいただいたのかというところをお聞かせ願いたい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 59、60 ページの土地売払収入の件でございますけれども、2,224 万 1,000 円というところで、トータル的には 18 件、29 室の売却で、主なものは 3 件程度になります。川窪の宅地これは 514 万円ほどです。それから中子新田 700 万円、上原の明川団地が 386 万円程度でございます。以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 消防の負担の関係でございますけれども、庁舎の建築につきましては18%という取り決めをさせていただきました。運営費のほうにつきましては、手元に資料がありませんので何%というのはちょっとここでは申し上げられませんが、あと、湯沢が交付団体になったということで、湯沢の負担が減ったということになります。今まで湯沢が不交付団体だったときは、起債を起こして、その分、本来交付団体であれば湯沢がもらうべきということで、2分の1という形でうちのほうでいただいていた。今度、全額これはもう湯沢さんが交付団体になったことによって湯沢さんのほうでもらえるという形の考え方で、100%引き算するというので湯沢さんの負担が少なくなっております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 土地に関してですけれども、こちらの調書に出てくる、売り払いと書いてあるのは3件しかないのですよ。終了のほうでは4件売り払ったという部分もあるので、そこら辺がどうなのかなということをお聞きしたかったのです。

これに関連してですけれども、売れる普通財産ですね、売れる土地については、担当課でも売る努力をしているという話は聞いておりますけれども、売れ残りといっってはあれですけれども考えると、やっぱり「市有地売ります」という看板を立てるべきであったなというような反省があるのかと思いますけれども、そこはいかがでしょうか。

それから消防の湯沢町の方でありますけれども、建設費18%で大体幾らになったかというのをお聞かせ願いたい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 土地の売り払いの件につきましては、財産に関する調書のほうと整合性がないということですが、これについてはちょっと調査をしないと私のほうもわかりませんので、確認をしましてまた答弁をさせていただきます。

消防署のほうの負担金の18%が幾らになるかということですが、これが総額幾らかかったかという部分が、私のほうでちょっと今手元に資料がありませんので、またこれも確認をさせてもらって報告をさせていただきます。

〔「看板は」と叫ぶ者あり〕

○議 長 財政課長。

○財政課長 財産のあちこちにある普通財産、売れる財産の売り払いについて促進をしたほうがいいんじゃないかということだと思いますけれども、今、土地に関しては3町それぞれが持っていたものを、今、整理して一覧にまとめているところでございます。それがどこにあって、どういう状態であって売れるものか、売れないものかというその分類が必要なわけですが、今わかる範囲で売れるという土地については、今後なるべく処分していくという方向で考えております。看板についてはまた検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 合併して10年ということがありますので、こういう要するに諸収入の部分

で売れるものはどんどん売ると。また、この部分を利用して民間が設備投資をするというものも十分考えられるわけでありますから、速やかにそういうような姿勢をとっているものかと思っていたのですけれども、なかなかそうではなかったということなので、速やかな対応ということをお願いして終わります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 70 ページの中之島診療所が 2,000 万円でしたか、元金収入。それで負担金が 80 ページで 360 万円というようになっていますが、ちょっとその収支と申しますか、その辺の説明をいただきたいと思います。

もう 1 点、1 番議員とだぶりますが、76 ページの原子力損害についてです。東電が認めるものというような話があったんですが、結果が 1,842 万 5,671 円であって、私は市として損害額と思われるものが幾らで請求をし、そして受領したのがこの額であるということを少し説明をいただきたい。

そして、いろいろ今後の中でもそういったことが発生するのか、要はサーベイメーターを持っているわけでありますから、今度それを調査実施しているわけです。それらもそういうものに該当するのかどうかというあたり。

それからまた積極的に農産物等を調査していくとかというようなことに連動した形で、より安全・安心ということ、あるいは販売促進というものに利用できるような代物なのかどうかというあたりですね。要するに請求を東電にできるのかどうかというその辺をひとつお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 番目の中之島診療所の関係ですけれども、初めの中之島診療所の運営資金貸付金元利収入につきましては、これも開院時の約束でありまして当面の年度初めの運営資金ということで、2,000 万円をお貸ししております。これは正式の手続によって行っているのですが、年度の診療を終えた段階で同額を返済していただいております。

それから、最後のほうの中之島診療所の指定管理者負担金、これも中之島診療所は平成 19 年度に開院するに当たりまして、覚書によりまして平成 18 年度分から月 30 万円、年間 360 万円を市に納入していただくと。いわゆるこれは黒字の分です。実際には普通交付税の診療所分算入額 7,100 万円これがありますので、これを合算すると約 1,000 万円ぐらいになります。それで、中之島診療所をつくるときに、建設総額の 1 億 1,000 万円ほど、それから医療機器の購入分 7,500 万円これに充てるというような感じですがけれども、それによって約 20 年でこれが償還できるという内容で、これは開院当時の覚書によって履行していただいているものです。以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、放射能汚染の対策でかかった市で把握している総所要経費でございますけれども、約 8,200 万円程度。それから、うち東電のほうへ幾ら請求したかということでございますが、今のところの請求額が 5,400 万円程度。東電のほうから収入済みの金額が

4, 950 万円程度の状況になっております。

先ほど東電が認めたものみたいな言い方をちょっとしてしまった部分がありましたけれども、この補償につきましては、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みというものの中で、東京電力株式会社福島第1、第2原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針というものに沿った中で、対象のものがはっきりしてきているというような状況でございます。

この指針も最初の段階から出たものの中から、またそれでは不都合だとか実態に合っていないというような意見が幅広く出てきた中で、2次追補、3次追補というような形で補正されてきておまして、このたびの例えばサーベイメーターに関して言えば、この補正の中で時期的な購入時期の部分の延長とかという部分も認められた中での請求という形で、今回収入してきたものであります。またいろいろな状況が変われば、こういう部分が出てくるのかもしれませんが、今のところこの指針の部分は、これで大体固まっているというようなふうに考えております。

サーベイメーターの活用等でいろいろな部分のそういう活用というような形のお話もありましたけれども、サーベイメーター自体は空間線量を図るというような形になっておりますので、なかなかこれがどういうふうに活用できるのか。今は学校、それから保育園、それから公園等の定期的な測定をやっておりますが、他の活用という部分はちょっと今のところまだなかなか難しいのかなというような感じもしております。

あと、今は調査を続けているわけですが、それが対象になるかどうかみたいな今後の部分という部分も、先ほど申しあげましたこの指針の中で、ある程度平成24年度までみたいな文言で追加で認められた部分で、今とどまっておりますので、現状追加でそれぞれやれている部分については対象になってくるのは難しいのかなというふうに考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 前段の中之島診療所についてですが、投資とかそういう問題の見返りとかという問題ではなく、年数がたちますと維持管理あるいはまた機械の入れかえとか、そういうのがどんどん発生していくわけでありまして。そういったものも家主としてみれば、あるいは委託側としてみればしていかなければならないことだと思ひ、それがまた住民の安心・安全につながり、医療行為を受けられる環境づくりということだと思ひます。そういった面で、大体委託した場合、どの程度の出費が毎年必要なのかというあたりの試算がされているかどうか。投資したものを見返るという意味でばかりでなく、今後かかる予想みたいな形での程度の負担をしていかなければならないのかというあたりがわかったら教えていただきたいと思ひます。

原子力損害の問題ですが、しっかりお答えをさせていただいてありがとうございました。要するに損害と思う部分が8,200万円、ところが請求したのが5,400万円、もらったお金が4,900万円と、これは今までの累計だと思ひます。それで平成24年で終わりだということですが、

その辺は上から、あるいは東電さんから、終わりにしますよというような感じなのか。私はそうではなくて、こういった事故が起きて、もともとがそういう状況であると。別に収束したわけではないという状況であると、何が起きるかわからないということがあるから調査をしているのだということであれば、その後の調査、あるいはそういった人件費、手数料、あるいは機械の維持管理費等も当然請求のものだと私は考えるのですが、そういう点はどんな考え方をしているのでしょうか。

ちょっと長くなって悪いのですが、1つこういう例があるのですね。去年の8月15日に第1原発のがれき撤去をしたら、異常に粉じんが舞って、それで浪江町から南相馬市にえらいどうも降ったらしい。それで、米に出たというようなことが南相馬市であって、作付はもうだめだという判断をした経過もあるそうです。そういったもとの状況がもう収束をした、もう発散していないんだというような状況が確認できればいいんですけれども、そうでないということになると、やはりその姿勢は崩さないような自治体の姿勢というのは必要ではないかなと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 中之島診療所の今後の管理に対する経費の関係でございますが、これは歳出の関係になりますけれども、平成25年度は約3,000万円ほど中之島診療所にかけております。おかげさまで年間360万円ほど入れていただいているということで、順調に診療していただいているわけです。大きく施設の整備、大規模修繕等それから医療器械の更新につきましては、市が責任を持って行うということで、ここで数年にわたり順次器械の入れ替え等も行っております。順調にいけば、この3,000万円前後の費用で推移していただければと考えております。

開院後10年経過しているところですので、今後また大規模な改修等が必要になってくるかもしれませんけれども、適度なメンテナンス等を行う中でそれは極力抑えることにしまして、またそれが20年後、30年後必要になってくれば、その時点での検討ということになるかと思っております。以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 当然私どももかかった費用、これでもう納得しているというものではありません。ただ、先ほどの説明の中で現時点での指針の中では、そういう状況で今とどまっているということです。今、いろいろな裁判も起きている部分もあるかと思っておりますので、そういう中で東電のほうの考え方や、指針がまた変わっていくということも十分考えられますので、もうそうなれば当然私どもも、もう請求かかったものは全部出していきたいというのが基本的な考え方です。とにかく今続けているものも実費の部分はきちんと把握した中で、今後——まあ私どもが裁判を起こして請求というのはなかなか現実的ではございませんので、そういう推移を見た中で請求できるときにはきちんと請求をするという姿勢で考えております。

○議 長 あと何人おりますでしょうか。

[複数挙手あり]

○議 長 はい、では3人ですので、お諮りいたします。これから会議がありますので、本日の会議はこれにて延会したいと思いますがお異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

○議 長 次の本会議は9月16日午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

[午後4時25分]